

神戸市災害時物資供給マニュアル

～ 第六版 ～

令和 7 年 4 月

神戸市

《目 次》

I. 基本情報	1
1. 本マニュアルの意義	1
2. 用語の定義	1
3. 災害時物資の種類	3
4. 本マニュアルの基本原則	4
II. 物資供給体制	5
1. 物資と情報の流れ	5
2. 物資供給体制の基本方針	6
(1) 官民連携により、被災状況に応じた物資供給体制を構築	6
(2) 事業者要請時の必要情報・認識を共有するための様式等の有効活用	7
(3) 直接配送・間接配送による市調達物資の配送	7
(4) 物資の仕分け・在庫管理（配送しやすさ）を重視した集積・配送拠点の運営	8
3. 体制と主要拠点の役割	9
(1) 全体図	9
(2) 神戸市（救援物資対策チーム）／市役所本庁舎	10
(3) 各区役所／各区役所庁舎	11
(4) 集積・配送拠点／市有施設又は民間施設	12
(5) 一時保管倉庫／市有施設又は民間施設	12
4. 総合備蓄拠点、集積・配送拠点候補施設	13
(1) 各種拠点の候補	13
(2) 3種類の輸送の受入拠点の使い分けとマニュアルの構成	14
5. 災害時物資供給のタイムライン	15
III. 災害時物資供給の具体的な手順と関係主体役割	16
1. フェーズ① 体制の確立（発災の直後）	16
(1) フェーズ①での活動の流れ	16
(2) 具体的な手順と関係主体役割	17
2. フェーズ②（現物備蓄活用の時期：発災から概ね2日目まで）	21
(1) フェーズ②での活動の流れ	21
(2) 具体的な手順と関係主体役割	22
3. フェーズ③（第一期物流の時期：発災から概ね7日目まで）	26
(1) フェーズ③での活動の流れ	26
(2) 具体的な手順と関係主体役割	27
4. フェーズ④（第二期物流の時期：発災から概ね7日目以降）	32
(1) フェーズ④での活動の流れ	32
(2) 具体的な手順と関係主体役割	33
5. パレット・番重回収の基本的考え方	39
(1) パレット回収の流れ	39
(2) パレット回収手順	39

(3) 番重回収の流れ	40
(4) 番重回収手順	40
6. 様式の運用	40
IV. 海上輸送の受入拠点の活用イメージ	41
1. 海上輸送の受入拠点活用の基本的考え方	41
(1) 海上輸送の受入拠点候補の位置図等	41
(2) 海上輸送の受入拠点の主な役割	42
(3) 海上輸送の受入拠点の利用イメージ	43
(4) 海上輸送を実施するための必要事項	46
2. 旅客船・官公庁船による政府プッシュ型輸送の受入体制等	47
(1) 旅客船・官公庁船が入港可能な岸壁及び背後地状況等	47
(2) 関係者の主な役割	49
V. ドローンによる物資輸送	50
1. ドローン輸送の活用	50
(1) 陸上輸送困難地域への物資搬送	50
(2) ドローンによる輸送のイメージ図	50
VI. 各種システムの活用	51
1. 各種システムの活用	51
(1) 新物資システム (B-PLo) の活用	51
(2) 支援協力者マップの活用	51
VII. 関連様式等	52
1. 様式1 ニーズ調査票	52
2. 様式2 要請／発注票	53
3. 様式3 在庫管理表	54
4. 様式4 出庫連絡&輸配送調整票	55
5. 様式5 発注&配送依頼票	56
6. 様式6 開設した避難所一覧	57

I. 基本情報

1. 本マニュアルの意義

本マニュアルは、神戸市が被災した場合に、過去の災害時における教訓を踏まえ、国・自治体からの救援物資や被災地以外から届けられる個人・法人からの義援物資等（以下「災害時物資」という。）への対応について、神戸市と民間事業者やボランティア等との役割分担を明確に示すことにより、大規模災害の発生時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的として策定する。

なお、定期的に本マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアル内容の習熟に努めるとともに、訓練により抽出された課題や引き続き検討する課題、災害時物流に関する国、関西広域連合、兵庫県の動きを踏まえ、適宜、改善していくものとする。

2. 用語の定義

本マニュアルで使用する主な用語の定義は下表の通りである。

用語	意味
市災対本部	神戸市災害対策本部
区災対本部	神戸市内各区の災害対策本部
兵庫県物資担当	兵庫県災害対策本部内において設置される物資担当
救援物資対策チーム	災害対策本部の設置に伴い、食料及び物資の確保、災害時物資の要請・受入れ等の災害時物資供給の統括的な役割を果たす組織
備蓄拠点	神戸市の総合備蓄拠点又は兵庫県が災害時物資を備蓄している拠点
一次物資拠点	緊急輸送ルートにより、国や被災地以外の行政機関等から被災地へ配送される災害時物資を、県内被災地へ配送するために、兵庫県が設置する。 災害時物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、分配、積込み及び配送等を行う拠点
集積・配送拠点 (二次物資拠点)	災害時物資を避難所等へ配送するために、神戸市が設置する。 災害時物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、分配、積込み及び配送等を行う陸上の拠点
一時保管倉庫	集積・配送拠点の保管可能量を超えた場合に、余剰物資を保管する拠点
拠点運営担当職員	神戸市の総合備蓄拠点又は、集積・配送拠点に派遣される市職員
総合物流事業者	市の要請を受けて、救援物資対策チームに派遣される物流の専門家 救援物資対策チームが実施する事項のうち、主に下記事項について、市の要請に基づき助言・協力を行う。 ①全市における集積・配送拠点の適切な受入れ体制、災害時物資の受入れ場所や受入れ時間の調整等 ②災害時物資の配送手段の決定、関係事業者への要請 ③一時保管倉庫の必要性判断、関係事業者への要請
拠点運営事業者	市の要請を受けて、集積・配送拠点において災害時物資の集積・荷捌き等の拠点運営協力を行う事業者
流通事業者	市の要請を受けて、災害時物資の調達・配送協力を行う事業者
配送事業者	市の要請を受けて、災害時物資の避難所への配送協力を行う事業者
倉庫事業者	市の要請を受けて、災害時物資の一時保管協力を行う事業者
第一期物流	避難者数からあらかじめ必要不可欠と想定される災害時物資を確保・提供する時期（発災から概ね 7 日目まで）の物流
第二期物流	避難者等のニーズを把握し、必要な避難所等に、必要な品目・数量を確保・提供する時期（発災から概ね 7 日目以降）の物流
施設管理者	集積・配送拠点となる施設の管理者

用語	意味
新物資システム (B-PLo)	2025 年度に新物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））として運用を開始 旧物資システム（物資調達・輸送調整等支援システム）の機能を継承、視認性・操作性等を改修
支援協力者マップ	災害時物資輸送時に支援していただける物流事業者等の情報を GIS 上で管理する WEB マップ

3. 災害時物資の種類

災害時物資としては、大きく分けて「市民備蓄」、「現物備蓄物資」、「市調達物資」、「救援物資」、「義援物資」の5種類があり、物資の内容、調達方法、配送時期、配送主体・方法等が異なる。

種類	概要	供給元から避難所までの大まかな流れ
市民備蓄	○市民による非常持ち出し品、非常備蓄品	○避難者自身が準備する。
現物備蓄物資	○各避難所等に備蓄されているもの ○神戸市の総合備蓄拠点に備蓄されているもの ○兵庫県の備蓄拠点に備蓄されているもの	○神戸市の備蓄拠点から避難所までは、神戸市が配送事業者の協力を得て配送を行う。 ○兵庫県の備蓄拠点から神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）へ届けられたものについては、神戸市が配送事業者の協力を得て避難所等への配送を行う。
市調達物資	○災害時協定を締結している指定業者等から調達されるもの	○神戸市が協定を締結している流通事業者等（物資提供事業者等）から配送される。 ○各協定を締結している流通事業者が神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）又は、避難所まで配送する。 ○神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）へ届けられたものについては、配送事業者の協力を得て配送を行う。
救援物資	○国や他の自治体等から調達されるもの	○被災地以外の行政機関等が調達し、広域輸送ルートを通して、兵庫県の広域物資拠点（一次物資拠点）を経由し、神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）まで配送される。おおむね物資内容が管理されている。 ○発災直後は必要不可欠と想定される物資を避難者数に応じて配送（第一期物流）するが、7日目以降は避難所等の個々のニーズに応じて必要なものを配送する（第二期物流）。 ○神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）から避難所までは、神戸市が配送事業者の協力を得て配送を行う。
義援物資	○民間事業者やNPO団体等が直接被災地にボランティアで供給するもの	○民間事業者やNPO団体等が直接被災地にボランティアで供給するもので、ロットが大きい。 ○神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）まで当該法人等が配送する。一部、避難所まで直送されるケースがある。 ○神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）まで当該法人等が配送したものは、神戸市の集積・配送拠点（二次物資拠点）から避難所までは、神戸市が配送事業者の協力を得て配送を行う。
	○非被災地の個人がボランティアで物資を供給するもの	○非被災地の個人がボランティアで物資を供給するもので、ロットは小さく、物資内容、到着時期等が到着するまで不明であり、被災地に到着するときは混載の状況となるケースがみられる。

4. 本マニュアルの基本原則

本マニュアルに記載されている内容に通底する基本原則を下記とする。

【本マニュアルの基本原則】

基本原則①：災害時に中心的に活用されるのは陸上の『集積・配送拠点』

→トラック輸送の代替輸送として海上・航空のルートを活用

基本原則②：可能な限り早期に、陸上の『集積・配送拠点（民間施設）』 の開設・運営

→民間施設での開設が困難である場合に、市有施設での開設・運営

基本原則③：官民それぞれの専門性に応じた役割分担

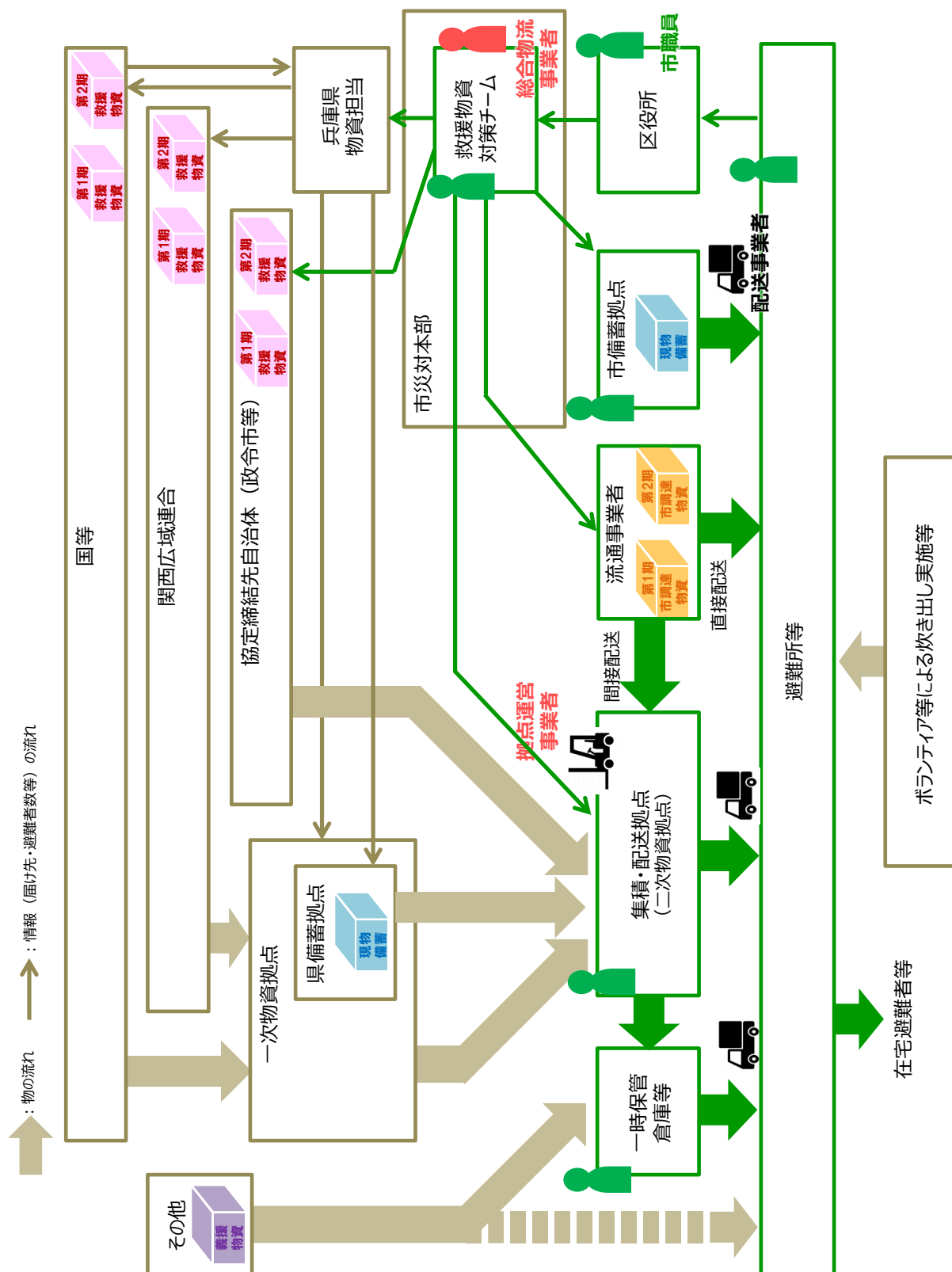
→市は物資情報の共有と物資の配分、配送先の決定が中心的役割

→民間は物資の受入や在庫管理、配送の実施が中心的役割

II. 物資供給体制

1. 物資と情報の流れ

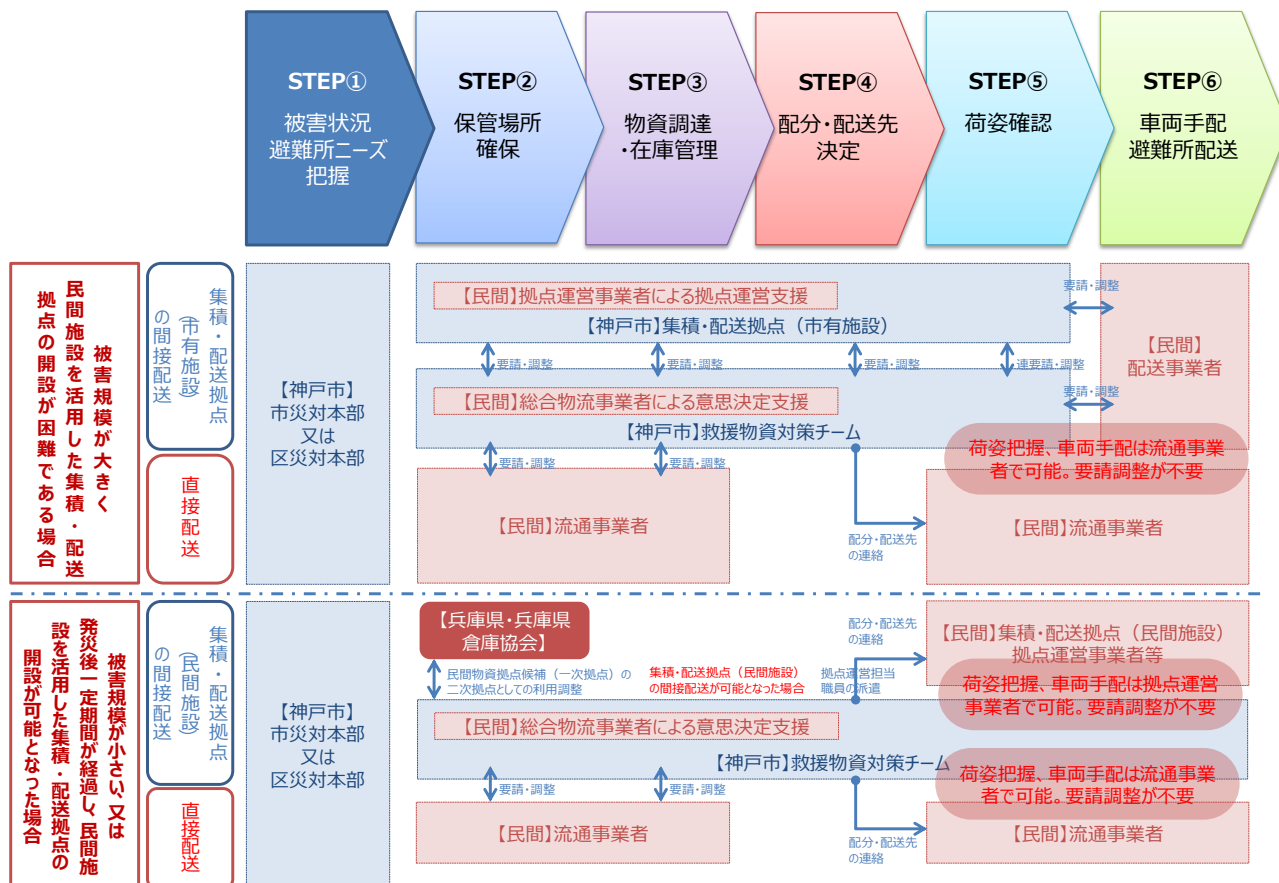
災害時に物資が避難所等に到着するまでの情報及び物資の流れの概要は、下図のとおりである。



2. 物資供給体制の基本方針

(1) 官民連携により、被災状況に応じた物資供給体制を構築

災害時における物資供給の業務フローとしては、概ね下記の要素から構成される。



① 被害規模が大きく、集積・配送拠点（民間施設）開設が困難な場合

被害規模が大きく、民間施設を活用した集積・配送拠点の開設が困難である場合には、集積・配送拠点（市有施設）を確保し、救援物資対策チームから関係主体に対する要請・調整を各段階において実施する。民間事業者の被災により、救援物資対策チームからの要請・調整に即応できない場合も想定されることから、行政側で可能な限り体制を予め構築しておき、民間事業者から派遣が可能になった場合には、本マニュアルに記載の官民連携の物資供給体制に移行できるようにする。

市の集積・配送拠点（市有施設）に災害時物資を集約し避難所等へ配送を行う「間接配送」では、救援物資対策チームへの情報集約と関係主体に対する要請・調整を各段階において実施することが必要となるため、避難所への災害時物資供給に時間を要することとなる。そのため、要請・調整手順の精査・効率化の工夫により、避難所への災害時物資配送の迅速化が課題となる。

流通事業者等の協力の元「直接配送」を実施することができれば、比較的、要請・調整の効率化（「荷姿確認」「車両手配」）を図ることが可能である。

② 被害規模が小さい、又は、発災後一定期間が経過し、集積・配送拠点（民間施設）開設が可能な場合

被害規模が小さい場合、又は、発災後一定期間が経過し、民間施設を活用した集積・配送拠点の開設が可能な場合には、「保管場所の確保」「物資調達」「荷姿確認」「車両手配・避難所配送」を、

可能な範囲で民間事業者に包括的に協力要請を行うことで、民間事業者のノウハウ活用、要請・調整の効率化により災害時物資供給の更なる迅速化が期待される。

（２）事業者要請時の必要情報・認識を共有するための様式等の有効活用

市から民間事業者に対して、各フェーズにおいて協力要請を行う際には、市側が協力を依頼する内容（人員派遣、車両確保、調達が必要な品目・数量、配送先、配送品目・数量等）を伝達するだけでなく、協力を行う民間事業者側が知りたい情報（派遣人数・期間、配送品目の荷姿、通行可能な配送ルート情報等）を合わせて、適切に伝える工夫が必要である。

本マニュアルにおいては、各種協力要請時に、市側と民間事業者側がそれぞれ必要とする情報・認識を共有するための様式や方法を示す。様式等は今後、官民合同訓練において活用することにより、継続的に改善していくことが前提となる。

（３）直接配送・間接配送による市調達物資の配送

① 基本的な考え方

「市調達物資」を避難所等へ配送する際に、①流通事業者が直接配送する方法と、②集積・配送拠点に一旦配送して間接配送する方法の２つの方法を想定している。

直接配送	○避難所規模に応じた量を分割配送できる形で配送されるもの、避難所では最小限の仕分け作業で配布ができる形のもの ○賞味期限・消費期限の短いもの ※例：おにぎり、弁当、パック飲料等	（参考）避難所への冷蔵車両配備・燃料確保が可能であれば、5℃管理が必要な商品の直接配送も可能となり、避難者等にも対応しやすくなる。
間接配送	○同一物資が多量に梱包された形で配送され、避難所に配送するためには必要なものを必要な量だけ仕分けするなどの作業が必要なもの ○賞味期限・消費期限の無い（長い）もの ※例：毛布、衣服、下着、ペットボトル飲料、缶詰等	

② 救援物資対策チームからの要請方法

直接配送の場合	○流通事業者に対して、配送先の避難所、必要物資、必要量、指定時間を要請
	【配慮事項】 ●災害の規模により、避難所等への配送は複数流通事業者に要請する ●災害の規模により、おにぎりや弁当などは毎日１～３食分を要請
間接配送の場合	○流通事業者に対して、配送先の集積・配送拠点、必要物資、必要量、指定時間を要請
	【配慮事項】 ●災害の規模により、集積・配送拠点までの配送手段を市が手配

（４）物資の仕分け・在庫管理（配送しやすさ）を重視した集積・配送拠点の運営

過去の災害事例においては、災害時物資の受入を急ぎ、物資の仕分け・在庫管理を適切に行わなかったがために、必要な物資の保管場所・数量が判別不能となり、物資の分配・積み込み・配送に必要以上の時間を要する事態が発生している。

災害時物資を拙速に集積・配送拠点に運び入れることはせず、物資の仕分け・在庫管理に十分な時間をかける「運び出しやすいオペレーション」を集積・配送拠点の運営の基本とする。



提供：熊本市

また、令和 6 年能登半島地震において、集積・配送拠点において空のパレットや番重が滞留してしまい、流通事業者の手持ちが不足したことで、出荷に支障をきたすこともあった。

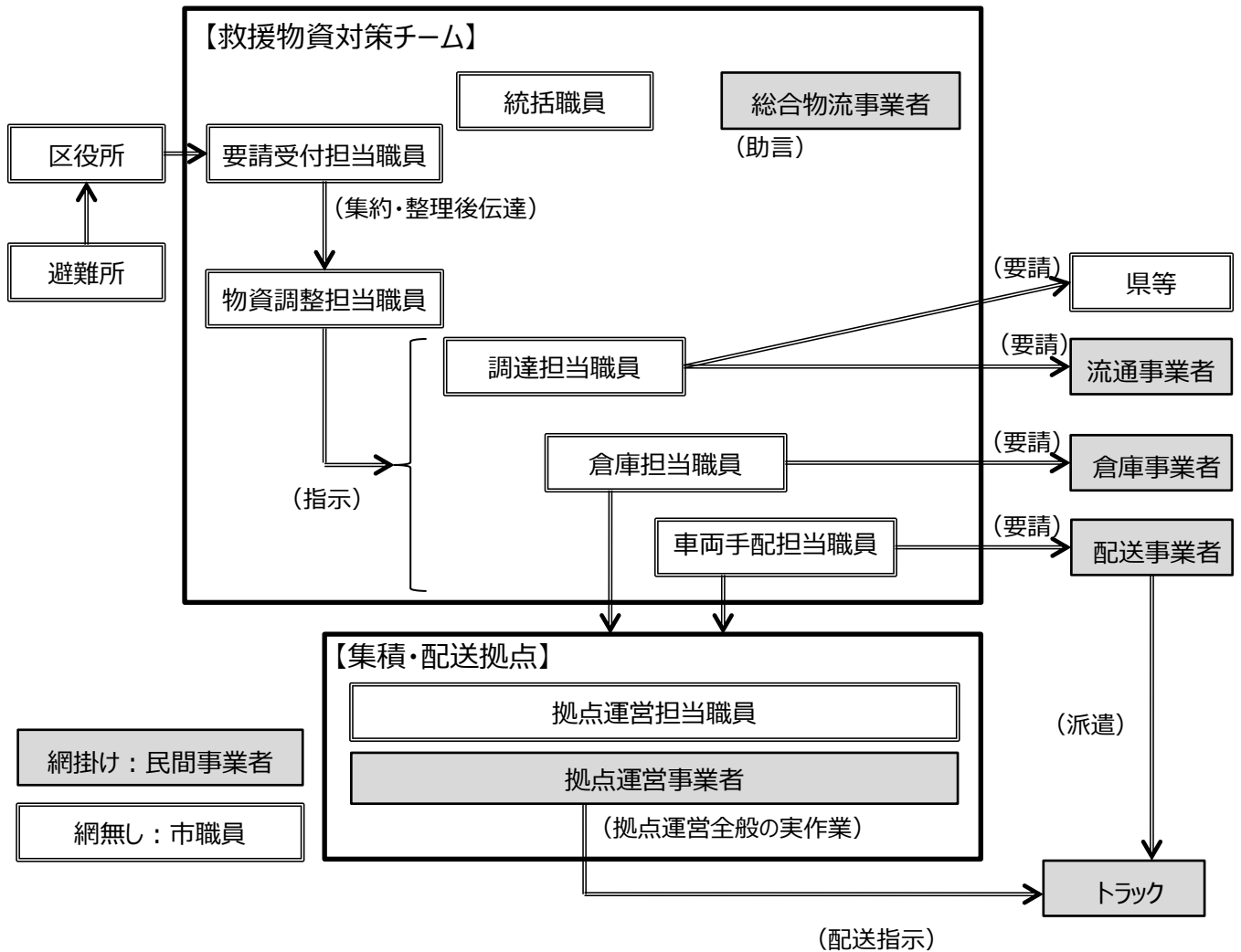
そのため、パレットについては、一定数以上のパレットが滞留した場合に、拠点運営担当職員は物資発送元に回収を依頼する。

また番重についても、一定数以上の番重が滞留した場合に、避難所を運営する市職員が物資を配送した業者に集積・配送拠点までの返送を依頼する。拠点運営担当職員は、物資発送元に番重の回収を依頼する。

3. 体制と主要拠点の役割

(1) 全体図

救援物資対策チーム及び集積・配送拠点における体制は、下図のとおりである。



次ページ以降にそれぞれの役割を記載する。

(2) 神戸市（救援物資対策チーム）／市役所本庁舎

【役割】

- 災害時物資の確保、配分等の統括
- 神戸市域全体（避難所等ごと）の物資ニーズの集約・整理
- ニーズに対応した避難所等ごとの必要物資の配分の決定（直接配送、間接配送物資の決定含む）
- 神戸市の陸の拠点、海の拠点、空の拠点、一時保管倉庫の全ての拠点の在庫情報の収集・管理、受入れ体制の調整・管理及び必要な関係事業者との調整
- 各拠点の収納容量を超える場合など必要に応じて、国や他の自治体等からプッシュ型で送られてくる物資については県と調整をしながら一時的な受入れ停止などの判断及び対外的な情報発信
- 配送に必要な車両等の確保・要請
- 一時保管倉庫の必要性判断、確保

【体制と役割分担】

市職員	統括職員	☆救援物資対策チームの統括・指揮
	要請受付担当職員	☆避難所等（在宅避難者含む）ごとの必要物資ニーズの集約・整理
	物資調整担当職員	☆現物備蓄物資の配分決定 ☆避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定（配分計画の策定）
	調達担当職員	☆調達物資の必要量の算出と要請 ☆流通事業者への物資供給要請 ☆兵庫県や協定締結先自治体（政令市等）への物資供給要請 ☆義援物資等の提供申し出への対応
	車両手配担当職員	☆集積・配送拠点から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ☆集積・配送拠点と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有
	倉庫担当職員	☆配分をふまえた集積・配送拠点への配送指示 ☆全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ☆一時保管倉庫の確保・調整（市有施設や民間事業者の倉庫から確保） ☆空パレット、空番重の回収依頼
	避難所担当職員	☆必要物資を把握し、区役所に報告 ☆配送された物資の受け取り及び管理 ☆空番重の集積配送拠点への返送依頼
物流専門家 （総合物流事業者）		☆救援物資対策チーム業務全般（下記事項含む）に対する助言 ☆全市における集積・配送拠点の適切な受入れ体制への助言 ☆陸の拠点、海の拠点、空の拠点、一時保管倉庫全体の稼働状況、在庫、運営状況・体制等を鳥瞰しながら、災害時物資の受入れ場所や受入れ時間の調整等 ☆一時保管倉庫の必要性の判断、確保判断への助言

(3) 各区役所／各区役所庁舎

【役割】

- 区内指定避難所、指定外避難所、在宅避難者及び車中泊避難者の物資ニーズ把握
(指定外避難所、在宅被災者及び車中泊避難者は指定避難所に登録してもらう。物資の配布は指定避難所で行い、個別配送は行わない。)

【体制と役割分担】

市職員 (区役所職員)	☆指定外避難所等の把握及び物資配分方法（指定避難所で配布）の周知 ☆区内指定避難所及び指定外避難所、在宅避難者、車中泊避難者の物資ニーズ把握・集約 ☆区内の物資ニーズを救援物資対策チームへ伝達
----------------	--

(4) 集積・配送拠点／市有施設又は民間施設

【役割】

- 物資の受入れ、荷卸し、検品、仕分け、荷捌き、積み込み
- 拠点周辺の配送車両の誘導、配置・配送管理

【体制と役割分担】

市職員	拠点運営担当職員	☆集積・配送拠点の統括 ☆救援物資対策チームからの指示受領（物資受入準備、避難所等への物資の配送の連絡等） ☆拠点運営事業者との連携 ☆物資受入の際の検品 ☆在庫状況、受入れ状況の救援物資対策チームへの定期報告 ☆配送事業者への指示、連携
	拠点運営事業者	☆集積・配送拠点における受入れ、荷卸し、仕分け、荷捌き、積み込みの作業 ☆拠点運営担当職員への協力・助言

(5) 一時保管倉庫／市有施設又は民間施設

【役割】

- 不要不急の物資を一定期間保管
- 物資が必要になった際には、避難所等へ配送

【体制と役割分担】

	当該施設管理者	☆救援物資対策チームからの指示や依頼を受け、集積・配送拠点では保管しない物資の受入れ、一時保管 ☆救援物資対策チームからの指示や依頼を受け、必要な物資を積み込み（配送は配送事業者が実施） ※一時保管倉庫としては、市有施設（例：グリーンアリーナの中にあるサブアリーナ）、民間事業者の使用可能な施設
	市有施設の場合	※市有施設を一時保管倉庫として使用する場合は、集積・配送拠点と同様の体制が必要

4. 総合備蓄拠点、集積・配送拠点候補施設

(1) 各種拠点の候補

総合備蓄拠点及び集積・配送拠点の候補施設は次のとおりである。

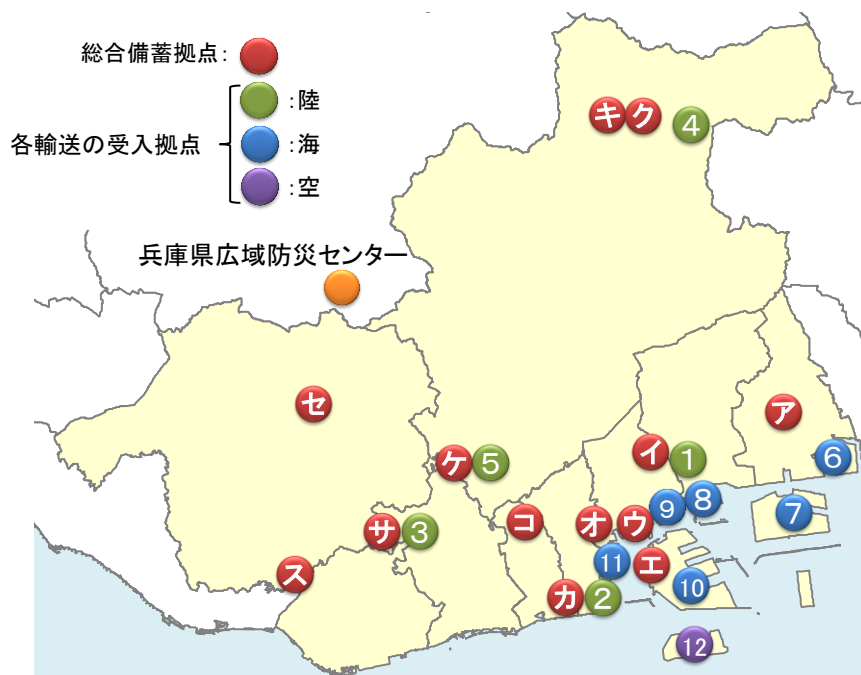
総合備蓄拠点

No.	拠点名称	位置
ア	甲南大学	東灘区
イ	神戸海星女子学院大学	灘区
ウ	神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）	中央区
エ	神戸学院大学(ポートアイランドキャンパス)	中央区
オ	地下鉄大倉山駅構内倉庫	中央区
カ	ノエビアスタジアム神戸	兵庫区
キ	道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢(ドライブ館)	北区
ク	道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢(防災備蓄倉庫)	北区

No.	拠点名称	位置
ケ	しあわせの村	北区
コ	丸山コミュニティセンター	長田区
サ	神戸総合運動公園	須磨区
シ	西水環境センター	垂水区
ス	神戸学院大学(有瀬キャンパス)	西区
セ	神戸ワイナリー(農業公園)	西区

集積・配送拠点候補

区分	No.	拠点名称	位置
陸上輸送の受入拠点 (集積・配送拠点)	—	協定事業者の物流施設	市内各所
	①	王子公園	灘区
	②	御崎公園	兵庫区
	③	神戸総合運動公園	須磨区
	④	北神戸田園スポーツ公園	北区
	⑤	しあわせの村	北区
海上輸送の受入拠点	⑥	東部工区地区	東灘区
	⑦	六甲アイランド地区	東灘区
	⑧	摩耶ふ頭地区	灘区
	⑨	新港東ふ頭地区	中央区
	⑩	ポートアイランド地区	中央区
	⑪	兵庫ふ頭地区	兵庫区
航空輸送の受入拠点	⑫	神戸空港	中央区



総合備蓄拠点、集積・配送拠点候補施設の詳細は、資料編を参照。

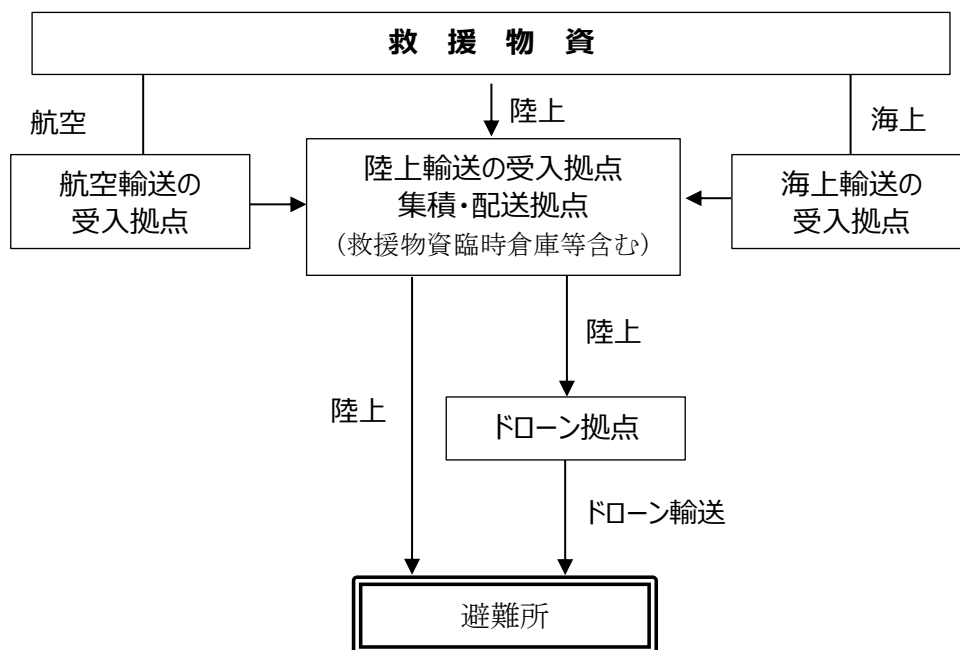
(2) 3種類の輸送の受入拠点の使い分けとマニュアルの構成

救援物資の輸送で最も活用される輸送手段はトラック輸送である。このため、3種類の輸送の受入拠点の中で、災害時に最も活用するのは陸上輸送の受入拠点である。陸上輸送の受入拠点は、協定締結自治体や民間事業者からの救援物資のほか、兵庫県の一次物資拠点を經由して配送される救援物資を受入れ、仕分け、在庫管理、分配、積込み及び配送等を行う集積・配送拠点（二次物資拠点）としても活用する。本マニュアルでは陸上輸送の受入拠点（集積・配送拠点）の活用について具体的な手順を整理する。

海上輸送の受入拠点及び航空輸送の受入拠点は、トラック輸送の代替輸送として海上輸送、航空輸送が活用されるときに活用するものとして位置づける。海上輸送については、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震においても物資の輸送手段として活用されており、国内でも有数の港湾機能を有する神戸港を活用した海上輸送の受入拠点の活用を積極的に検討していく。海上輸送は、緊急輸送路を始めとした幹線道路が被災し、寸断されているときや、大量の救援物資輸送が必要な場合などに活用が見込まれる。そのため、本マニュアルでは、海上輸送の受入拠点を經由して、集積・配送拠点で受け入れる際の基本的な流れを整理する。

航空輸送の受入拠点（神戸空港）については、ヘリコプターを活用した医薬品等の軽量物を中心とした救援物資の輸送が可能な場合に活用していくこととする。

ドローン輸送については、道路閉塞等で物資を陸上で輸送できない場合に、ドローン拠点まで陸上輸送し、そこから避難所までドローンによる輸送とする、



5. 災害時物資供給のタイムライン

災害時物資供給においては、発災後の時間経過に応じて、大きく「体制の確立（発災直後）」「現物備蓄活用の時期（発災から概ね2日目まで）」「第一期物流の時期（発災から概ね7日目まで）」「第二期物流の時期（発災から概ね7日目以降）」の4種類のフェーズに区分される。

大まかなタイムラインは下記の通りである。

各フェーズの特徴	発災直後	24時間まで	2日目まで	3日目まで	7日目まで	7日目以降
フェーズ① 体制の確立 関係主体の人員、施設・設備、アクセスルート等の被災状況を把握し、市・区災対本部・救援物資対策チーム等の立上げ、集積・配送拠点の確保、連絡通信手段、人員、配送手段の確保を実施する時期						
フェーズ② 現物備蓄活用の時期 各備蓄拠点の現物備蓄物資（市及び県）の避難所等への配送が中心となる時期						
フェーズ③ 第一期物流の時期 避難者数に見合った必要不可欠と想定される災害時物資の市調達物資及び救援物資による確保・提供を行う時期（プッシュ型） （配送ルートの継続的な確立、配送手段の拡大、不定期配送の実施が中心となる）						
フェーズ④ 第二期物流の時期 避難者等の詳細なニーズを把握し、必要な避難所等に必要な品目・数量を確保提供する時期（プル型） （避難所等のニーズ把握と調達調整体制、配送ルートの確保、配送手段手配が一定確立することにより、避難所等への定期的・安定的な災害時物資の配送を目指す）						

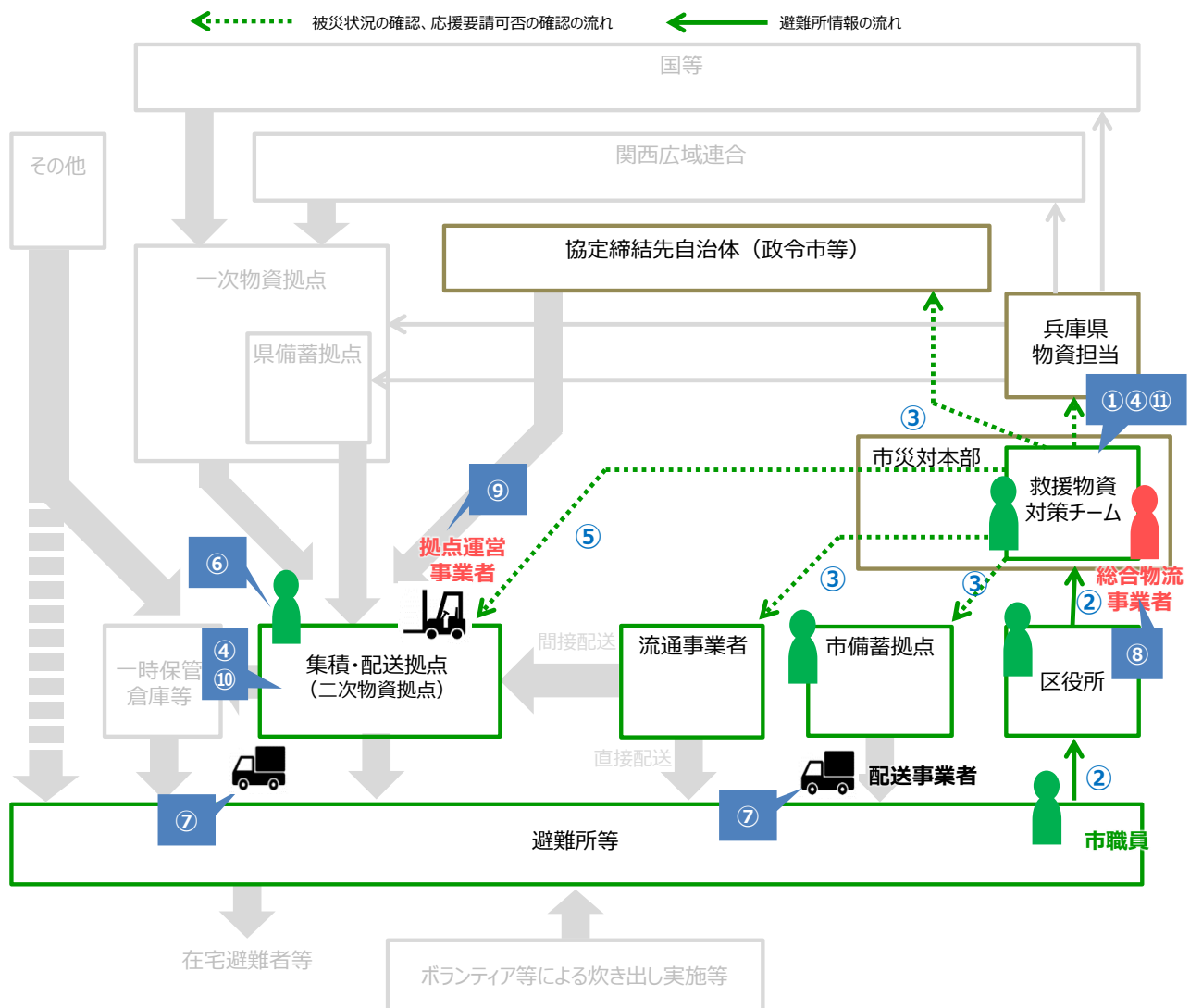
（参考）流通事業者等へ直接配送を要請した場合、要請受託後の製造・調達が必要な品目については、避難所等へ届けるまでに、最低でも8～12時間を要することを念頭に置く。

（参考）令和4年12月21日内閣府通知「大規模災害時のための毛布の備蓄について」により、避難所避難者1人当たり2枚の毛布の備蓄に努める。また、近畿地方の受援府県の不足分は、東北地方の応援県からプッシュ型支援が得られることとなっていることを念頭に置く。

Ⅲ. 災害時物資供給の具体的な手順と関係主体役割

1. フェーズ① 体制の確立（発災の直後）

（１）フェーズ①での活動の流れ



(2) 具体的な手順と関係主体役割

① 市・区災対本部・救援物資対策チーム等の立ち上げ

ア. 市及び区は、地域防災計画に定める基準に基づき、市災対本部及び区災対本部を立ち上げる。

イ. 経済観光局は、救援物資対策チームを立ち上げる。

ウ. 相互の連絡を円滑に実施するため、必要な通信手段を確保する。

チェック項目	担当
☐ 連絡手段の確立	救援物資対策チーム 区災対本部
☐ 紙ベースでの様式等の準備	救援物資対策チーム 区災対本部

《体制構築にあたっての留意点》

ア. 大規模災害時には、長期に渡って集積・配送拠点の運営が必要となるため、長期運営を視野に入れた体制構築と拠点運営が必要である。

イ. このため、24時間体制で集積・配送拠点を運営するのではなく、配置可能な人員の状況を見ながら、市災対本部等と十分に協議を行ったうえで、集積・配送拠点の運営時間を定めることが必要である。

② 避難所等の情報収集整理・報告

ア. 区役所は、市内の指定避難所等での避難者数等の情報を収集整理し、市災対本部へ報告する。

イ. 市災対本部は、区役所から報告される避難者数等の情報を収集・整理する。

ウ. 救援物資対策チームは、市災対本部から避難者数等の情報を入手する。

チェック項目	担当
☐ 避難所の開設状況、避難者数等の把握	区災対本部
☐ 避難者数情報の市災対本部への報告	区災対本部
☐ 避難所までの道路状況の把握	市災対本部 救援物資対策チーム

③ 神戸市の総合備蓄拠点、関係機関等の被災状況の把握

ア. 市災対本部は、県等（兵庫県及び関係自治体等）の被災状況等を確認し、応援要請の可否等について確認結果を収集整理する。

イ. 救援物資対策チームは、神戸市の総合備蓄拠点の被災状況等を確認し、担当者を配置する。

チェック項目	担当
☐ 県等に応援要請可否等の確認	市災対本部
☐ 神戸市の総合備蓄拠点の被災状況（概況）の確認	救援物資対策チーム
☐ 神戸市の総合備蓄拠点への職員の配置	救援物資対策チーム

④ 調整会議の開催

- ア. 救援物資対策チームは、市における物資の受入れから避難所の供給までの全体像、スキーム、役割分担、連絡方法、災害時物資の扱い方等を確認する調整会議を開催する。
- イ. 救援物資対策チームは、災害後の時間経過及び物資供給体制の変遷により調整事項が生じた場合には、調整会議を適宜開催する。

チェック項目	担当
☐ 使用する集積・配送拠点、体制（拠点別担当事業者）、災害時物資の扱い方などについて協議	救援物資対策チーム

⑤ 集積・配送拠点（二次物資拠点）の確保

- ア. 救援物資対策チームは、集積・配送拠点として使用する候補施設の施設管理者へ連絡し、集積・配送拠点としての使用の可否を確認のうえ、集積・配送拠点として使用する施設を決定し、当該施設管理者へ集積・配送拠点として使用する旨を連絡する。
- イ. 施設管理者は、救援物資対策チームからの要請・連絡をうけて、当該施設の集積・配送拠点としての利用準備を行う。
- ウ. 救援物資対策チームは、拠点運営に必要な資機材等をリース会社等に提供を要請する。
- エ. 候補施設の選定や拠点運営に必要な資機材等の確保については、支援協力者マップ（Web マップ）の活用も考慮する。

チェック項目	担当
☐ 集積・配送拠点候補施設の被災状況、使用可否の確認	救援物資対策チーム
☐ 集積・配送拠点として使用する施設の決定、施設管理者への連絡	救援物資対策チーム
☐ 集積・配送拠点の利用準備	施設管理者
☐ 協定締結団体との連絡体制構築	救援物資対策チーム
☐ リース会社等に対して拠点運営用のフォークリフト等（ハンドリフター、パレット等）の手配の要請	救援物資対策チーム
☐ リース会社からの連絡に基づく拠点運営用のフォークリフト等の確保可能見込みの確認	救援物資対策チーム
☐ リース会社に対する拠点運営用の車両等の派遣の要請	救援物資対策チーム

⑥ 拠点運営担当職員の配置

- ア. 救援物資対策チームは、集積・配送拠点における拠点運営担当職員を決め、集積・配送拠点へ配置させる。
- イ. 拠点運営担当職員は、集積・配送拠点立上げ時に必要となる最低限の資機材等（防災アクションカード（VI.7 参照）を含む）を確保する。

チェック項目	担当
☐ 集積・配送拠点への職員の配置	救援物資対策チーム
☐ 集積・配送拠点立上げ時に必要となる最低限の資機材等の確保	拠点運営担当職員

⑦ 配送手段の確保準備

- ア. 救援物資対策チームは、配送事業者に対して、物資配送用の車両及び人員等の確保・提供準備を要請する。
- イ. 配送事業者は、救援物資対策チームの要請に基づき、市の指定する場所に必要な物資配送用の車両等を準備する。
- ウ. 薬剤等の緊急を要する物資搬送にはバイク便の活用も考慮する。

チェック項目	担当
☐ 配送事業者への物資配送用の車両及び人員等の確保・提供の要請	救援物資対策チーム
☐ 配送事業者からの連絡に基づく、物資配送用の車両等の確保可能台数の確認	救援物資対策チーム
☐ 各配送事業者への物資配送用の車両等の派遣準備の要請	救援物資対策チーム
☐ 要請する台数の目安の算出・伝達	救援物資対策チーム

⑧ 救援物資対策チームにおける総合物流事業者の確保

- ア. 救援物資対策チームは、総合物流事業者の被災状況等を確認し、応援要請の可否等について確認する。ただし、被災状況等によっては要請後、即派遣が困難となる可能性がある（例えばフェーズ③以降であれば派遣可等）。
- イ. 救援物資対策チームは、総合物流事業者に対して、物資配送全体の統括に協力するための物流専門家の派遣を要請する。
- ウ. 総合物流事業者は、市からの要請をうけ、物資配送全体の統括に協力するための物流の専門家を、救援物資対策チームへ派遣する。

チェック項目	担当
☐ 総合物流事業者の被害状況と応援要請の可否の確認	救援物資対策チーム
☐ 総合物流事業者に対して救援物資対策チームへの物流専門家の派遣の要請	救援物資対策チーム
☐ 総合物流事業者からの連絡により、物流専門家の確保可能見込みを確認	救援物資対策チーム

⑨ 集積・配送拠点（二次物資拠点）における拠点運営事業者の確保

- ア. 救援物資対策チームは、拠点運営事業者、流通事業者、配送事業者、倉庫事業者等の関係機関等の被災状況等を確認し、応援要請の可否等について確認する。ただし、被災状況等によっては要請後、即派遣が困難となる可能性がある（例えばフェーズ③以降であれば派遣可等）。
- イ. 救援物資対策チームは、集積・配送拠点を開設した後、円滑に運営するために、拠点運営事業者に対して、集積・配送拠点の管理運営に必要な人員の派遣及び資機材の確保を要請する。
- ウ. 拠点運営事業者は、市からの要請をうけ、集積・配送拠点を差配する人員を集積・配送拠点へ派遣する。加えて、持参可能な範囲で必要な資機材の確保調整を行い、持参する。
- エ. 拠点運営事業者は、原則、各集積・配送拠点につき1事業者が担当する。

チェック項目	担当
☐ 協定事業者（拠点運営事業者、流通事業者、配送事業者、倉庫事業者等）の被害状況と応援要請の可否の確認	救援物資対策チーム
☐ 拠点運営事業者に対して集積・配送拠点への物流専門家の確保の要請	救援物資対策チーム
☐ 拠点運営事業者からの連絡により、物流専門家の確保可能見込みを確認	救援物資対策チーム
☐ 拠点運営事業者に対して集積・配送拠点への物流専門家の派遣の要請	救援物資対策チーム

⑩ 集積・配送拠点（二次物資拠点）の設営

- ア. 拠点運営担当職員は、施設管理者の協力を得ながら、各拠点の「集積・配送拠点運営マニュアル」に基づき、集積・配送拠点の設営（養生、必要な資材の確保、人員配置等）を行う。
- イ. 拠点運営担当職員は、拠点運営事業者や必要な資機材が拠点に到着した後、集積・配送拠点の設営、人員の配置を行う。

チェック項目	担当
☐ 集積・配送拠点の設営	施設管理者 拠点運営担当職員 拠点運営事業者
☐ 集積・配送拠点の人員配備	施設管理者 拠点運営担当職員 拠点運営事業者

⑪ 義援物資に関する広報の実施

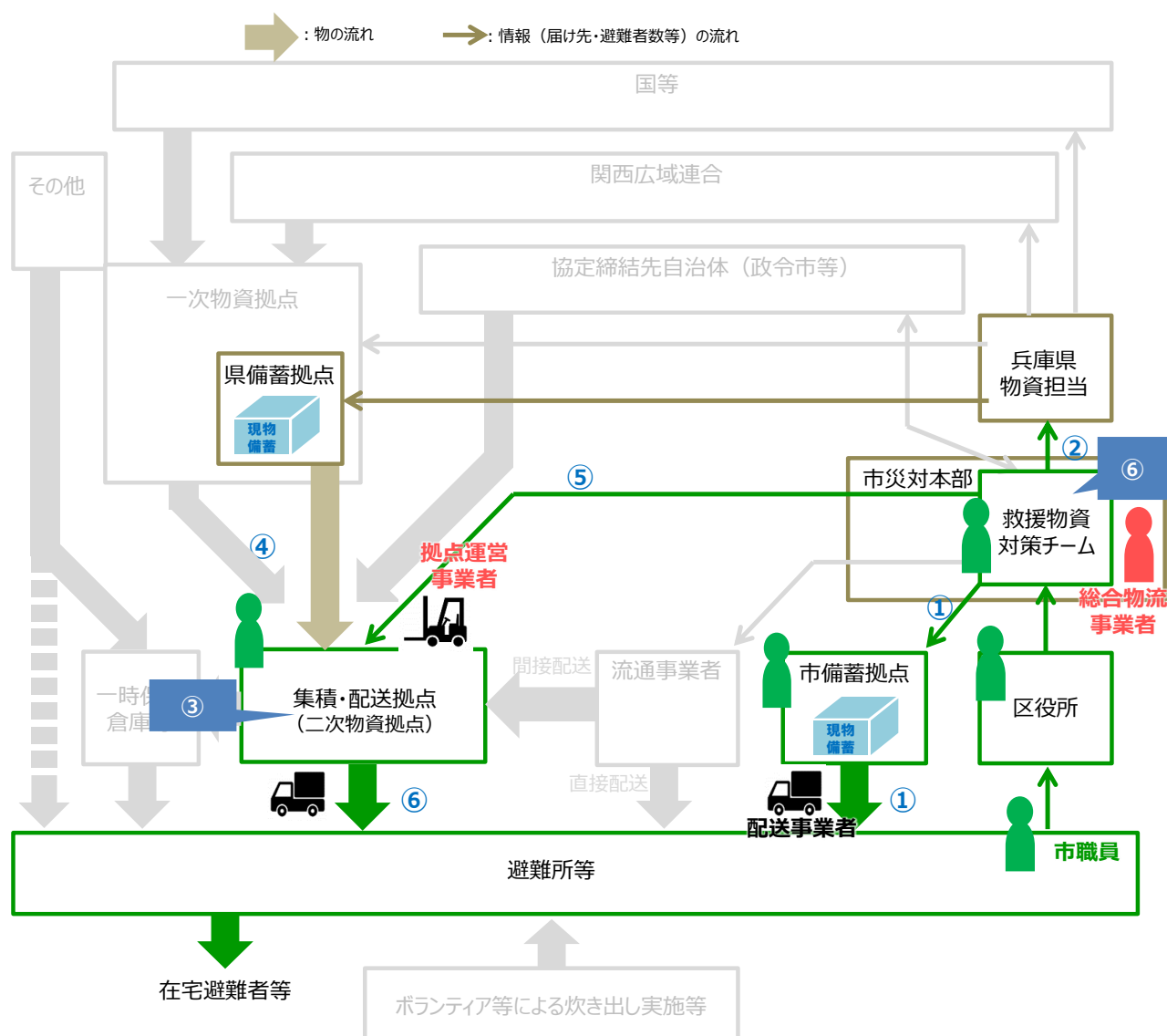
- ア. 救援物資対策チームは、義援物資の受入れ（義援物資の送付先、個人の義援物資は受け入れないなど）についてマスコミを通じて広報する。

チェック項目	担当
☐ 義援物資の受入れに関する広報文の作成 ⇒ 広報担当部局に依頼	救援物資対策チーム

（参考）義援物資等にかかる SNS 等による情報拡散は、必要な時期が過ぎてから物資が届いたりする可能性があり、市としては使用しないことを原則とする。ただし、市民等による SNS 等の発信を抑制することは出来ないため、上記のとおり、「個人の義援物資は受け入れない」などの広報を早い段階で行っていくことが重要である。

2. フェーズ②（現物備蓄活用の時期：発災から概ね2日目まで）

（1）フェーズ②での活動の流れ

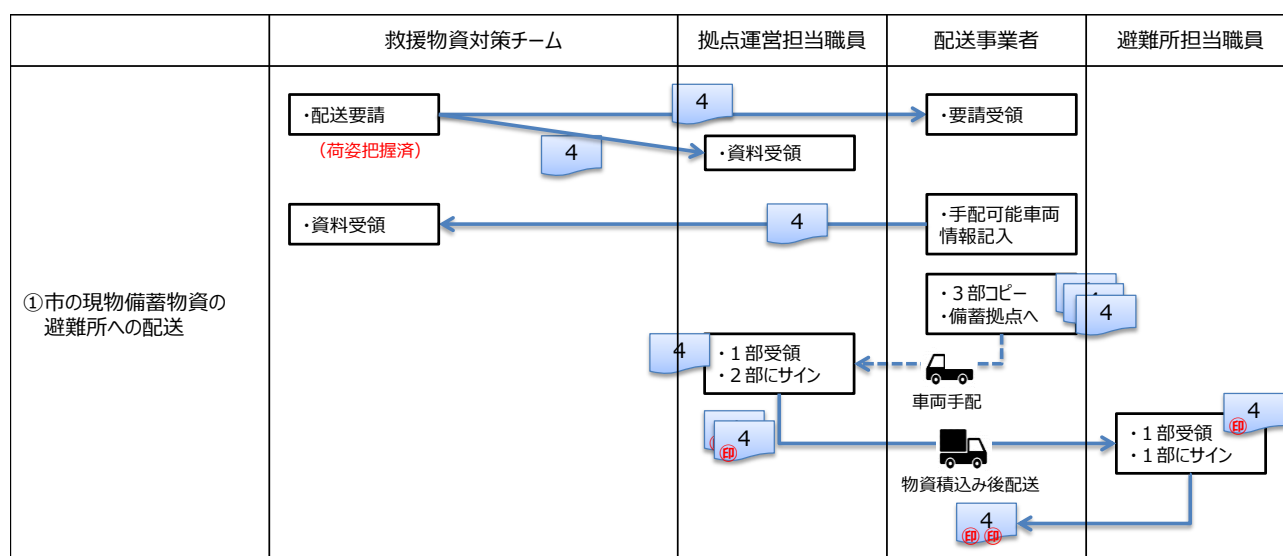


(2) 具体的な手順と関係主体役割

① 市の現物備蓄物資の避難所への配送

- ア. 救援物資対策チームは、神戸市の総合備蓄拠点の備蓄量と各避難所の避難者数を照らしあわせ、当面必要な物資量を避難所毎に振り分け、品目・数量、荷姿等を**様式4**に整理する。
- イ. 救援物資対策チームは、神戸市の総合備蓄拠点にある現物備蓄物資を避難所へ配送するよう配送事業者へ**様式4**を使って要請する。あわせて、拠点運営担当職員にも**様式4**を送付する。
- ウ. 配送事業者は、**様式4**に車両情報等を記入し、救援物資対策チームに返送する。あわせて、それを3部コピーし指定された神戸市の総合備蓄拠点に向かう。
- エ. 拠点運営担当職員は、**様式4**をふまえあらかじめ避難所毎に現物備蓄物資の仕分けを行い、配送事業者が到着したら事業者が持参する**様式4**の2部にサインし物資を引き渡す。
- オ. 配送事業者は、**様式4**を1部、拠点運営担当職員に手渡すとともに、残りの2部にサインをもらい、物資を積み込む。サインをもらった**様式4**及び備蓄物資を指定の避難所等へ配送する。避難所に到着後、物資とあわせて避難所担当職員に**様式4**を1部渡すとともに、避難所担当職員からサインをもらう。

チェック項目	担当
☐ 神戸市の総合備蓄拠点の解錠	施設管理者 拠点運営担当職員
☐ 現物備蓄物資の配送準備（数量の確認等）	施設管理者
☐ 各避難所への現物備蓄物資の配送数量の確認	救援物資対策チーム
☐ 配送事業者に対する避難所等への配送の要請	救援物資対策チーム



② 県等の現物備蓄物資の提供依頼

ア. 救援物資対策チームは、神戸市の総合備蓄拠点から供給した現物備蓄物資の数量の確認結果と、区役所等から収集した避難者数の情報に基づき、不足物資等の数量を把握する。

※ 救援物資対策チームは、適宜、総合物流事業者の助言を踏まえ、望ましい荷姿、配送先の集積・配送拠点位置と交通に関する情報を連絡する。

イ. 救援物資対策チームは、県等からの現物備蓄物資の提供について**様式2**を使って要請する。配送先は集積・配送拠点とする。

ウ. 救援物資対策チームは、**様式2**を拠点運営担当職員に送付する。

チェック項目	担当
☐ 各区災対本部からの避難者数等の確認	市災対本部 救援物資対策チーム
☐ 不足物資の数量の把握	救援物資対策チーム
☐ 県等への現物備蓄物資等の提供要請及び提供可能数の確認	救援物資対策チーム
☐ 集積・配送拠点への連絡（県等からの物資の受入れについて）	救援物資対策チーム

③ 集積・配送拠点（二次物資拠点）における県等からの現物備蓄物資の受入れ準備

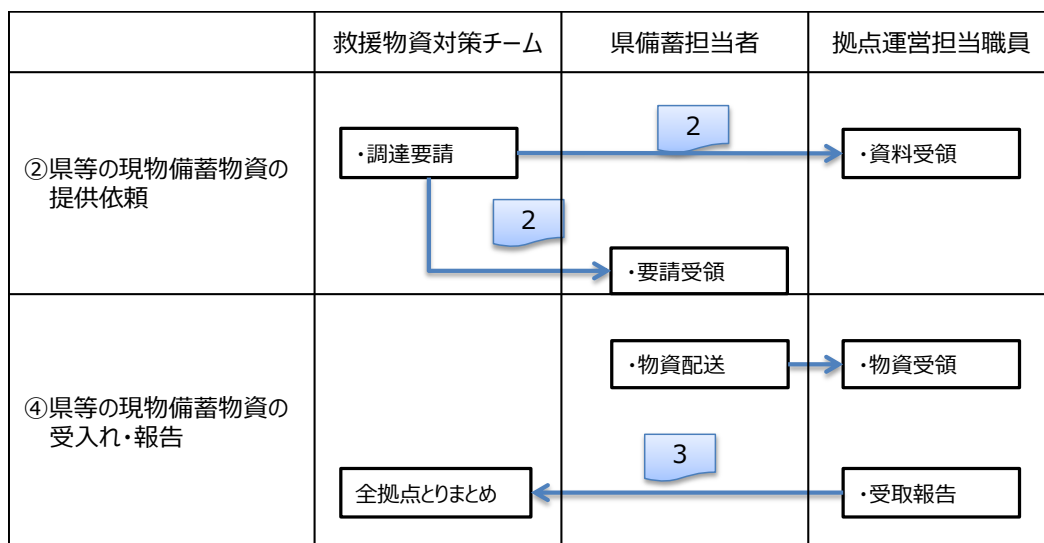
ア. 拠点運営担当職員は、施設管理者と連携し、県等からの現物備蓄物資の受入れ準備を行う。

チェック項目	担当
☐ 集積・配送拠点における物資蔵置スペースの確保	拠点運営担当職員 施設管理者 拠点運営事業者
☐ 施設内における物資の搬入・搬出ルートの確認・確保	拠点運営担当職員 施設管理者 拠点運営事業者
☐ 車両動線の確保	拠点運営担当職員 施設管理者 拠点運営事業者
☐ 事務室の確保	拠点運営担当職員 施設管理者

④ 県等からの現物備蓄物資の受入れ・報告

- ア. 拠点運営担当職員は、拠点運営事業者と協力しながら、県等の現物備蓄物資を受け入れる。その際、入庫を記録する。
- イ. 拠点運営担当職員は、県備蓄拠点から配送された現物備蓄物資を受け取り、救援物資対策チームへ到着時間、受け取った現物備蓄物資の品目・数量、荷姿等の在庫状況について**様式3**を使って定期的に報告する。

チェック項目	担当
☐ 県からの備蓄物資の検品・記録	拠点運営担当職員
☐ レイアウト計画に沿った仕分け、蔵置	拠点運営事業者
☐ 夜間警備体制の確保	拠点運営担当職員
☐ 県等の現物備蓄物資を受け取った旨の報告	拠点運営担当職員



⑤ 県等の現物備蓄物資の配分量の決定と伝達

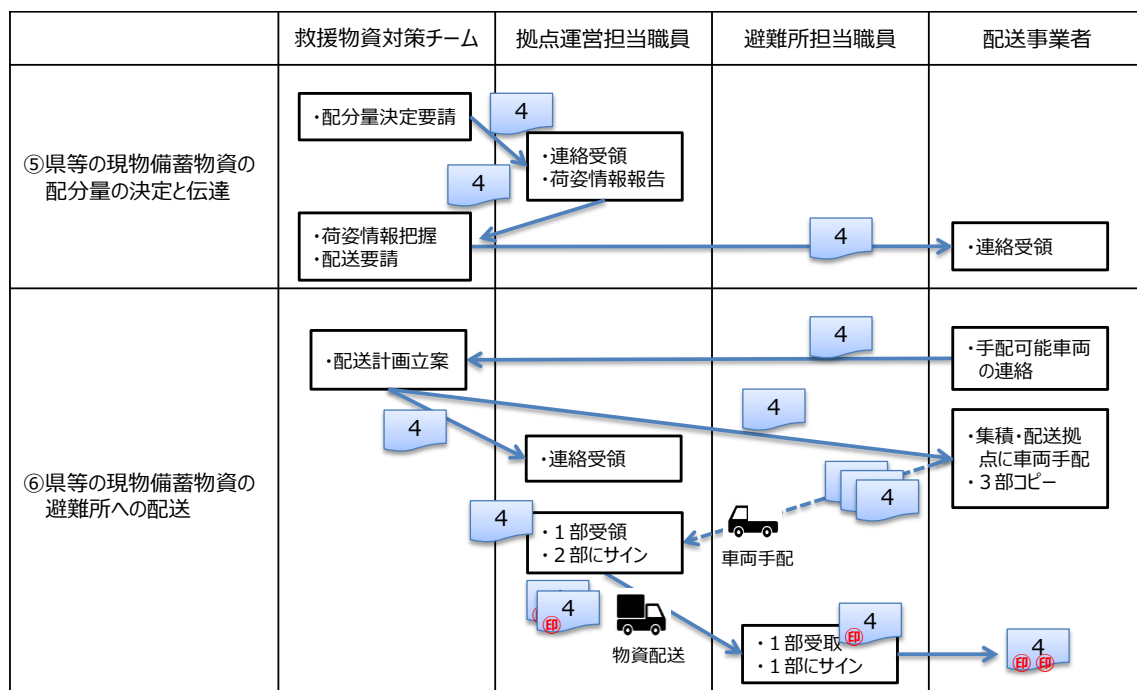
- ア. 救援物資対策チームは、県備蓄拠点から集積・配送拠点に配送された現物備蓄物資の品目・数量と各避難所の避難者数を照らしあわせ、避難所毎に振り分け**様式4**に整理し、拠点運営担当職員へ送付し、荷姿の確認を行う。
- イ. 拠点運営担当職員は、**様式4**に記載された避難所毎の現物備蓄物資の振り分け指示に対応する荷姿情報を**様式4**に整理し、救援物資対策チームへ連絡する。
- ウ. 拠点運営担当職員は、救援物資対策チームからの各避難所への物資の配分指示を、拠点運営事業者に伝達し、集積した県等からの現物備蓄物資の配送準備を行う。

チェック項目	担当
☐ 県備蓄拠点から集積・配送拠点に配送された現物備蓄物資の品目・数量に基づく、各避難所への備蓄物資の配分量の決定・指示	救援物資対策チーム
☐ 避難所毎の現物備蓄物資の振り分け指示に対応する荷姿情報の連絡	拠点運営担当職員

⑥ 県等の現物備蓄物資の避難所への配送

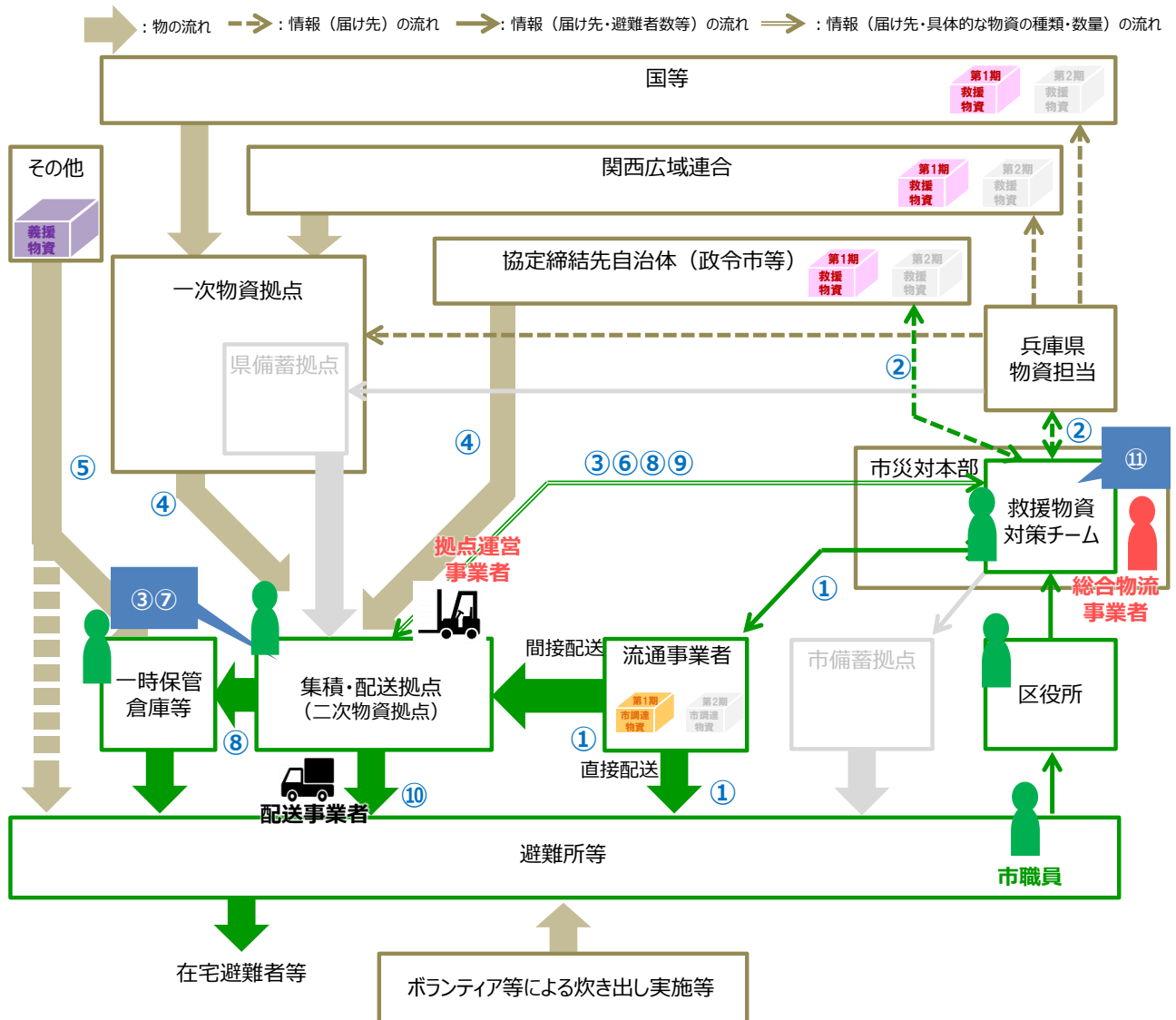
- ア. 救援物資対策チームは、**様式 4**に記載された避難所毎の現物備蓄物資の振り分け・荷姿情報を踏まえて、総合物流事業者の助言を受けつつ、配送事業者に対して集積・配送拠点にある県等の現物備蓄物資を避難所へ配送するよう**様式 4**を使って要請する。
- イ. 配送事業者は、**様式 4**に車両情報等を記入し、救援物資対策チームに返送する。あわせて、それを3部コピーし指定された集積・配送拠点に向かう。
- ウ. 救援物資対策チームは、配送事業者から受け取った車両情報等が記入された**様式 4**を、拠点運営担当職員に送付する。
- エ. 拠点運営担当職員は、**様式 4**をふまえあらかじめ避難所毎に県等の現物備蓄物資の仕分けを行い、配送事業者が到着したら事業者が持参する**様式 4**の2部にサインし物資を引き渡す。
- オ. 配送事業者は、**様式 4**を1部、拠点運営担当職員に手渡すとともに、残りの2部にサインをもらい、物資を積み込む。サインをもらった**様式 4**及び県等の現物備蓄物資を指定の避難所等へ配送する。避難所に到着後、物資とあわせて避難所担当職員に**様式 4**を1部渡すとともに、避難所担当職員からサインをもらう。

チェック項目	担当
☐ 配送事業者への配送指示	救援物資対策チーム
☐ 品目・数量、荷姿を踏まえた車両情報等の記入	配送事業者
☐ 配送指示に基づく物資の仕分け作業、配送事業者への物資の引渡し	拠点運営担当職員 拠点運営事業者
☐ 交通に関する情報の共有	救援物資対策チーム 拠点運営事業者 配送事業者
☐ 備蓄物資を受け取った旨の配送確認の実施	各避難所担当職員 配送事業者



3. フェーズ③（第一期物流の時期：発災から概ね7日目まで）

（１）フェーズ③での活動の流れ

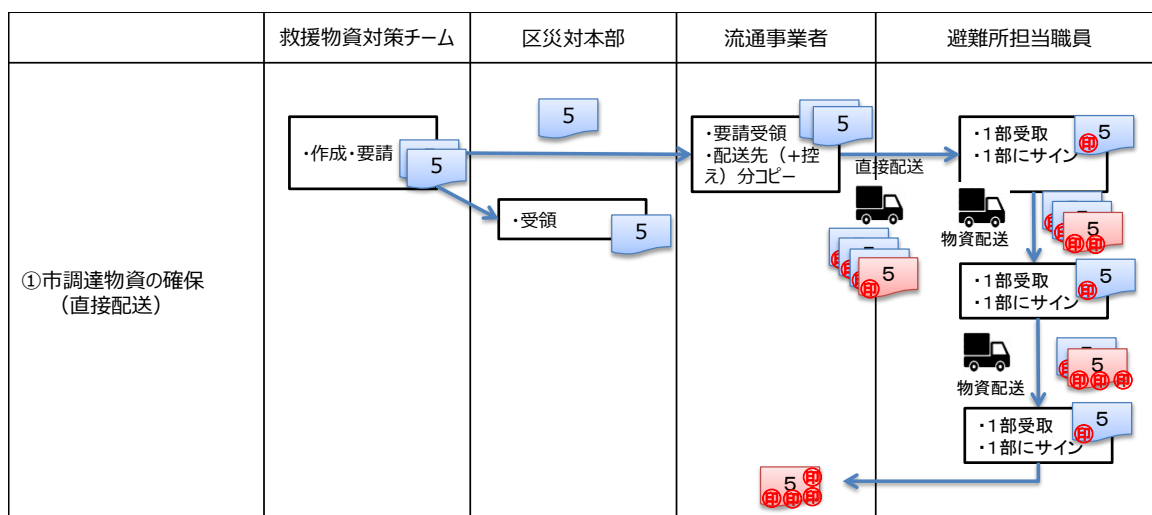


(2) 具体的な手順と関係主体役割

① 市調達物資の確保

ア) 避難所へ直接配送の場合

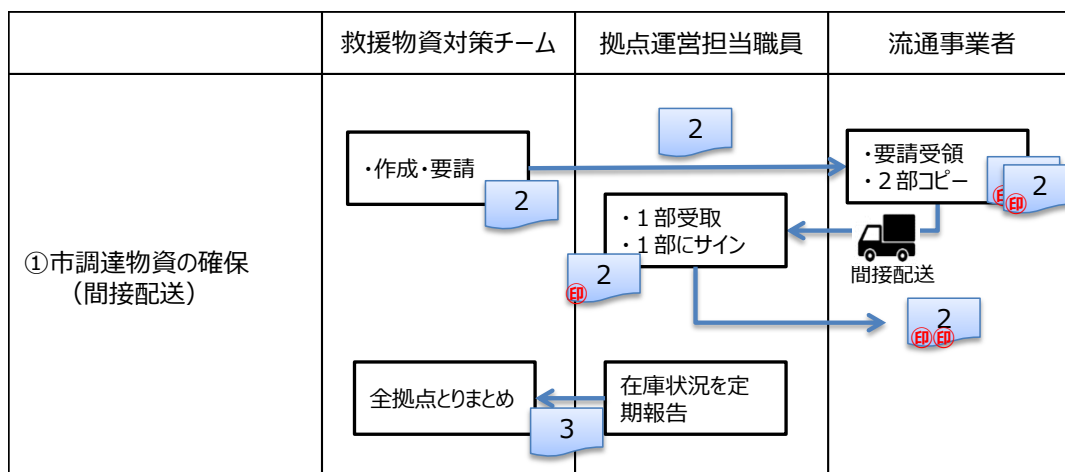
- ア. 救援物資対策チームは、避難者数をもとに、流通事業者に対して必要な物資の提供を要請する。
 ※ 直接配送を要請する場合には、配送先となる避難所等の位置と交通に関する情報を合わせて伝達する。
- イ. 直接配送を要請する場合は、発注先ごとに**様式5**を使用する。また、そのコピーを区災対本部に送付する。
- ウ. 要請を受けた流通事業者は、発注内容に基づき、物資を手配し指定された避難所へ直接配送する。その際、**様式5**を配送先数に応じ持参する。
- エ. 避難所担当職員は、物資が到着した時、物資を確認するとともに**様式5**1部を受取り、もう1部に受取りのサインをする。又は、流通事業者の納品書にサインをする。
- オ. 流通事業者は配送完了したことを救援物資対策チームに連絡する。



イ) 集積・配送拠点へ間接配送の場合

- ア. 救援物資対策チームは、避難者数をもとに、**様式2**を使用して、流通事業者に対して必要な物資の集積・配送拠点への配送を要請すると共に、**様式2**を拠点運営担当職員に送付する。
- イ. 要請を受けた流通事業者は、要請に基づき、物資を手配し指定された集積・配送拠点へ配送する。その際、**様式2**を2部持参する。
- ウ. 拠点運営担当職員は、物資が到着した時、物資を確認するとともに**様式2**を1部受取り、もう1部に受取りのサインをする。又は、流通事業者の納品書にサインをする。
- エ. 流通事業者は配送完了したことを救援物資対策チームに連絡する。
- オ. 拠点運営担当職員は、物資を受け取り、救援物資対策チームへ到着時間、受け取った現物備蓄物資の品目・数量、荷姿等の在庫状況について**様式3**を使って定期的に報告する。

チェック項目	担当
☐ 流通事業者に対して、避難所へ直接配送要請	救援物資対策チーム
☐ 流通事業者に対して、集積・配送拠点に間接配送要請	救援物資対策チーム



(参考) 避難所における市調達物資の所要時間の目安

時間 (例)	概要
午前	◇救援物資対策チームが流通事業者等へ必要な物資の確保と配送先への配送を要請
同日午後	◇流通事業者が必要な物資を確保
翌日の午後	◇流通事業者が直接配送物資を避難所等へ配送～避難所に到着 ◇流通事業者が間接配送物資を集積・配送拠点へ配送～拠点に到着

※時間は目安であり、災害の規模や状況、道路状況や物資量、物資の在庫状況等などの影響を受けるものである

② 県等からの救援物資の提供連絡と承諾

- ア. 救援物資対策チームは、避難者数等の情報をもとに、県等物資担当に対して必要な物資の提供を要請する。
- イ. 救援物資対策チームは、県等に対して**様式2**を使って要請する。配送先は集積・配送拠点とする。
- ウ. 救援物資対策チームは、集積・配送拠点別に**様式2**を拠点運営担当職員に送付する。

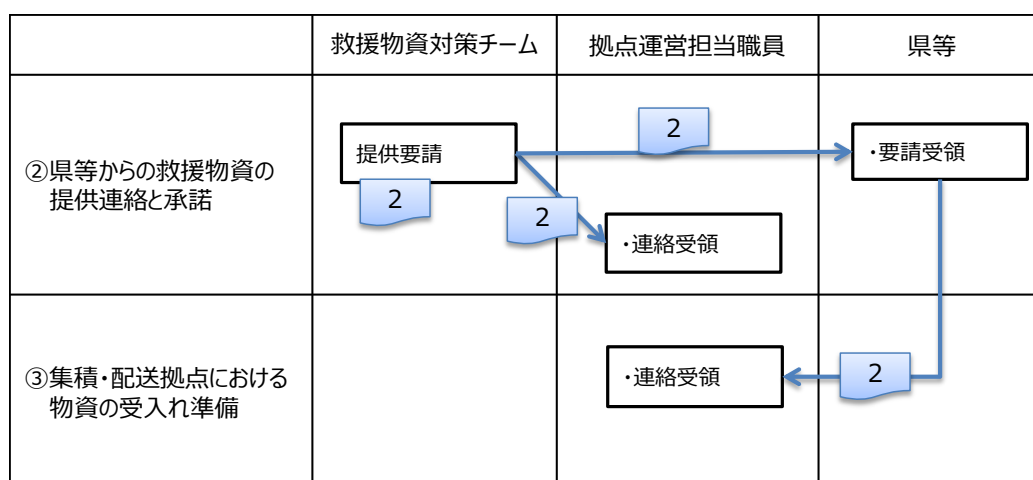
チェック項目	担当
☐ 県等物資担当に対して物資調達要請	救援物資対策チーム

③ 集積・配送拠点（二次物資拠点）における物資の受入れ準備

- ア. 拠点運営担当職員は、救援物資対策チームより、**様式2**を受取り、流通事業者や県等から配送される物資を確認し、拠点運営事業者に伝達を行う。
- イ. 拠点運営事業者は、救援物資及び市調達物資の品目・数量、荷姿等を考慮し、物資の受入れに必要な準備を行う。

※各集積・配送拠点での物資の受入れ準備の具体的項目は、「集積・配送拠点運営マニュアル」を参照

チェック項目	担当
☐ 拠点運営担当職員に対して物資受入れの旨の伝達	救援物資対策チーム
☐ 市調達物資及び救援物資等の内容、量、到着予定日の把握	救援物資対策チーム



④ 県等からの救援物資・市調達物資の受入れ・報告

- ア. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、救援物資・市調達物資の検品、受入れを行うとともに入庫を記録する。
- イ. 拠点運営担当職員は、県等から配送された救援物資・市調達物資を受け取り、救援物資対策チームへ到着時間、受け取った物資の品目・数量、荷姿等の在庫状況について**様式3**を使って定期的に報告する。

チェック項目	担当
☐ 救援物資・市調達物資の検品	拠点運営担当職員
☐ 救援物資・市調達物資の受入れ	拠点運営事業者
☐ 救援物資・市調達物資の受取報告	拠点運営担当職員

⑤ 義援物資の受入れ

- ア. 義援物資が届いた場合は、拠点運営担当職員は市が指定する別の受入れ場所に再配送してもらうよう指示する。（義援物資は、集積・配送拠点では受け取らないことを基本とする。）

チェック項目	担当
☐ 義援物資の再配送の指示	拠点運営担当職員

⑥ 物資の一時保管

- ア. 拠点運営担当職員と拠点運営事業者は連携して、受け取った物資を、適切なレイアウトに基づき集積・配送拠点内に蔵置する。
- イ. 混載物資については、集積・配送拠点内の仮置き場又は一時保管倉庫に蔵置する。

チェック項目	担当
☐ レイアウトの検討・決定	拠点運営担当職員
☐ 物資の蔵置	拠点運営担当職員 拠点運営事業者

⑦ 適正な保管を行うための物資量の調整

- ア. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、集積した物資の総量が集積・配送拠点の保管可能量を上回らないよう、集積・配送拠点において保管する物資量について、救援物資対策チームと相談しながら、適宜調整する。
- イ. 衣服や毛布などの物資（以下、「不要不急物資」という。）は、当該集積・配送拠点以外の一時保管倉庫へ移送する。そのため、救援物資対策チームは、拠点運営担当職員からの相談をうけ、必要と判断される場合においては、当該集積・配送拠点以外の一時保管倉庫として利用できる施設を手配する。
- ウ. 救援物資対策チームは、一時保管倉庫に関する情報（位置、交通に関する情報等）を拠点運営担当職員に伝達する。
- エ. 救援物資対策チームは、配送事業者に対して一時保管倉庫への配送依頼を**様式4**を使用して行うとともに、拠点運営担当職員にも写しを送付する。
- オ. 配送事業者は、拠点運営担当職員からの要請をうけ、不要不急物資を一時保管倉庫へ移送する。
- カ. 一時保管倉庫の保管可能量を上回る事態が発生した場合には、救援物資対策チームは、一時的に災害時物資の受入抑制の情報発信を行う。

チェック項目	担当
☐ 一時保管倉庫の必要性の判断、確保	救援物資対策チーム
☐ 民間施設の場合は、一時保管倉庫に市職員を派遣	救援物資対策チーム

⑧ 物資の配分量の決定と伝達

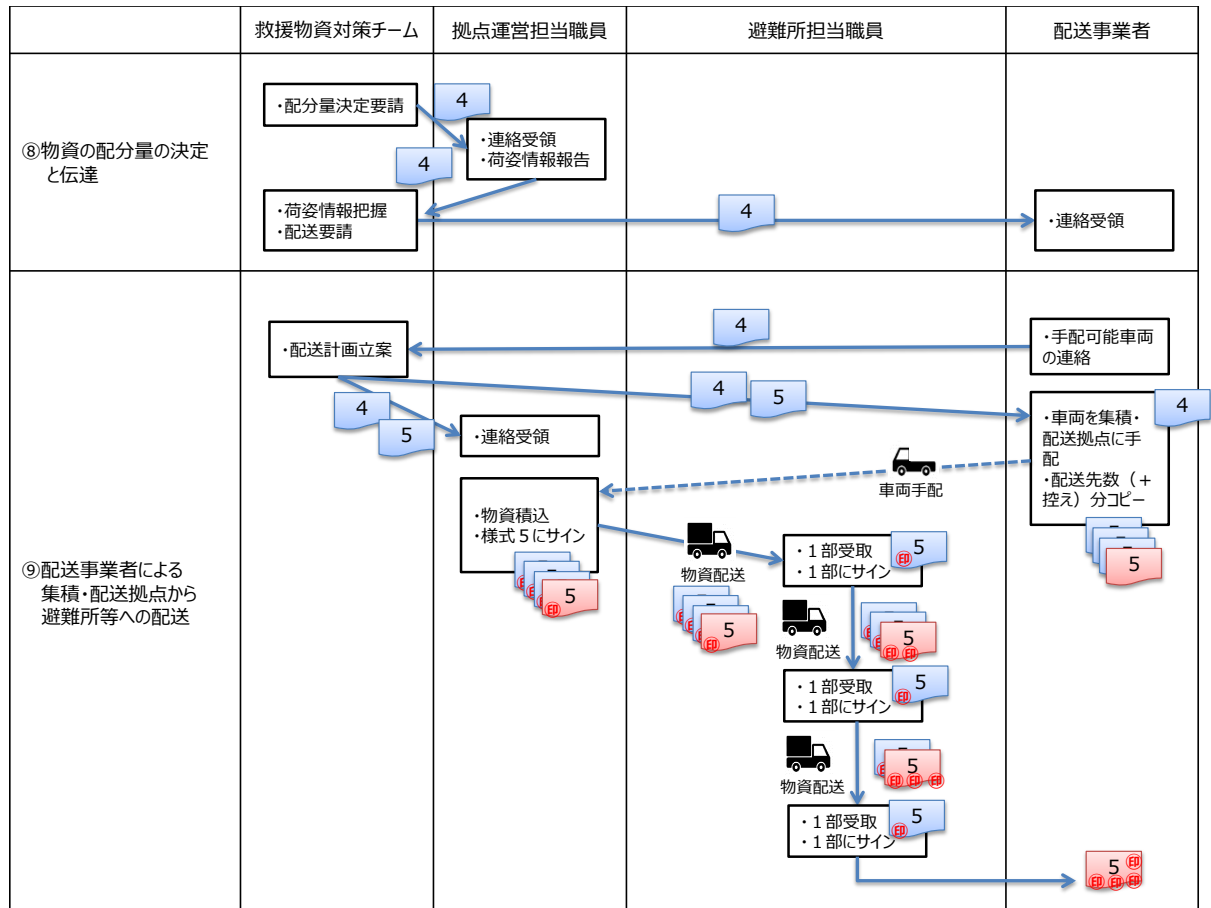
- ア. 救援物資対策チームは、各避難所への物資の配分量を決定し、**様式4**を使って拠点運営担当職員及び配送事業者へ連絡する。
- イ. 拠点運営担当職員は、救援物資対策チームからの指示を、拠点運営事業者に伝達する。拠点運営事業者は配分指示に基づき、集積した物資を所定の量に分ける。

チェック項目	担当
☐ 各避難所への物資の配分量の決定	救援物資対策チーム
☐ 拠点運営担当職員に対する各避難所への物資の配分量の連絡	救援物資対策チーム
☐ 物資の配送準備	拠点運営担当職員 拠点運営事業者

⑨ 配送事業者による集積・配送拠点（二次物資拠点）から避難所等への配送

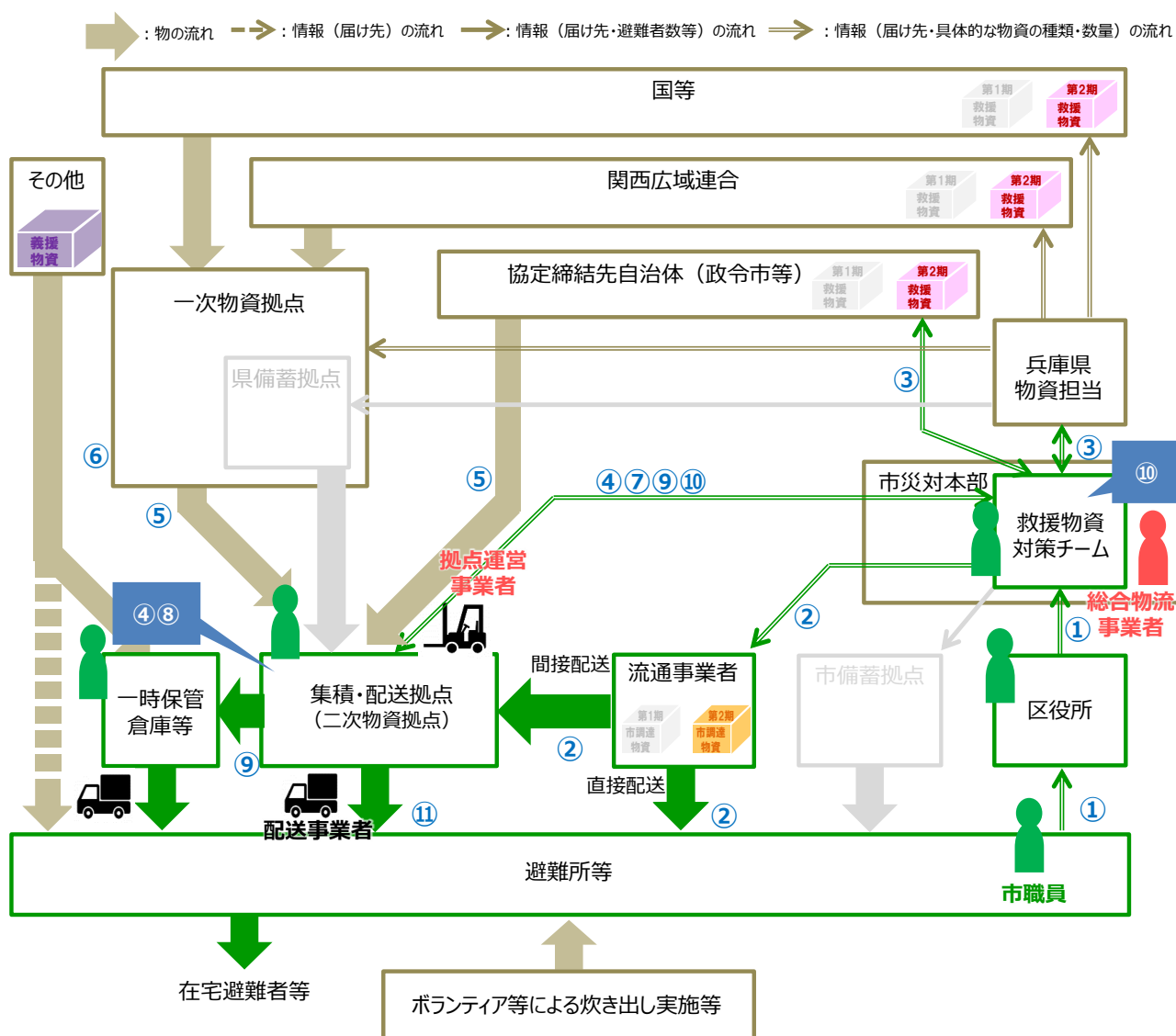
- ア. 配送事業者は、**様式4**に車両情報等を記入し、救援物資対策チームに連絡をする。
- イ. 救援物資対策チームは、配送計画を立案し、**様式4**及び**様式5**を使用して拠点運営担当職員及び配送事業者に連絡する。
- ウ. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、**様式4**及び**様式5**に基づき、配送事業者の車両に必要な物資を積み込む。
- エ. 配送事業者は、配送先数に応じた**様式5**を持参し、それぞれ避難所等へ配送する。配送の際には、避難所担当職員に**様式5**を手渡す。
- オ. 避難所担当職員は、避難所で配送された物資を受け取り、**様式5**にサインをする。

チェック項目	担当
☐ 配送事業者への配送指示	拠点運営担当職員
☐ 交通に関する情報の共有	拠点運営事業者 配送事業者
☐ 物資を受け取った旨の配送確認の実施	各避難所担当職員 配送事業者



4. フェーズ④（第二期物流の時期：発災から概ね7日目以降）

（１）フェーズ④での活動の流れ

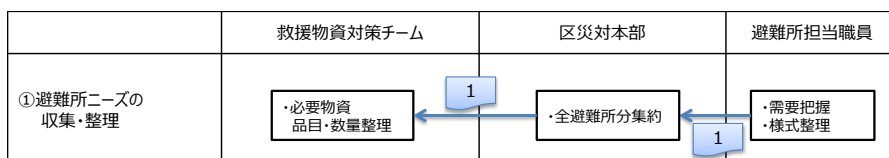


(2) 具体的な手順と関係主体役割

① 避難所ニーズの収集・整理

- ア. 避難所担当職員は、避難所の物資ニーズ（品目・数量）を**様式 1**に整理し、区災対本部に連絡する。
- イ. 区災対本部は、全避難所の情報を、改めて**様式 1**に集約・整理し、救援物資対策チームに連絡する。
- ウ. 救援物資対策チームは、区役所等から報告される市内の避難所等からの物資ニーズ（品目・数量）を元に、避難所毎の必要物資品目・数量を整理する。

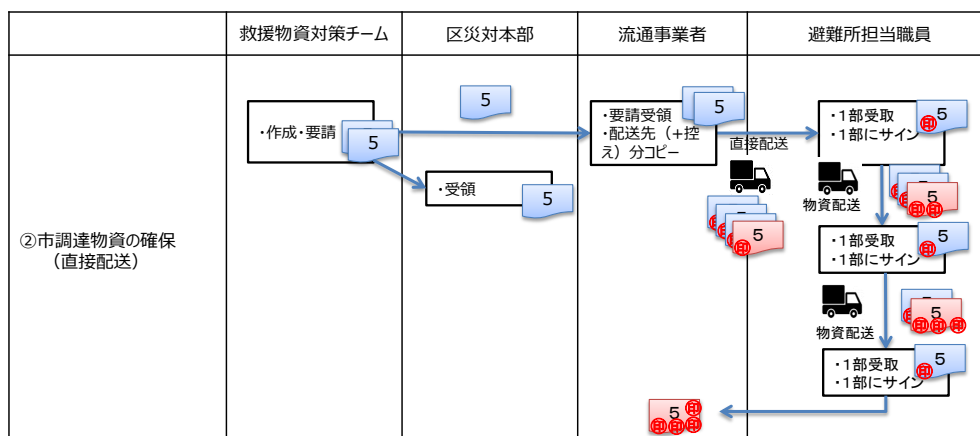
チェック項目	担当
□各避難所における物資ニーズの集約・整理	区災対本部
□救援物資対策チームへ避難所における物資ニーズを連絡	区災対本部
□避難所等からの物資ニーズ（品目・数量）の整理	救援物資対策チーム



② 市調達物資の確保

ア) 避難所へ直接配送の場合

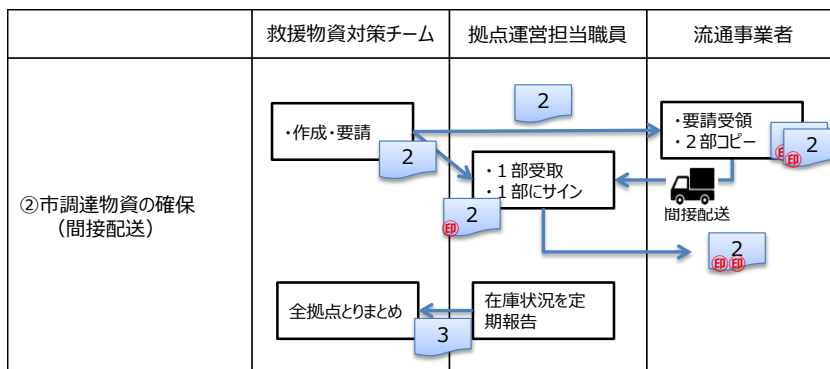
- ア. 救援物資対策チームは、避難者数をもとに、流通事業者に対して必要な物資の提供を要請する。
※ 直接配送を要請する場合には、配送先となる避難所等の位置と交通に関する情報を合わせて伝達する。
- イ. 直接配送を要請する場合は、発注先ごとに**様式 5**を使用する。また、そのコピーを配送先となる区災対本部に送付する。
- ウ. 直接要請を受けた流通事業者は、要請に基づき、物資を手配し指定された避難所へ直接配送する。その際、**様式 5**を配送先数に応じ持参する。
- エ. 避難所担当職員は、物資が到着した時、物資を確認するとともに**様式 5** 1部を受取り、もう 1 部に受取りのサインをする。又は、流通事業者の納品書にサインをする。
- オ. 流通事業者は配送完了したことを救援物資対策チームに連絡する。



イ) 集積・配送拠点へ間接配送の場合

- ア. 救援物資対策チームは、**様式 1**をもとに、**様式 2**を使用して、流通事業者に対して必要な物資の集積・配送拠点への配送を要請し、**様式 2**を拠点運営担当職員に送付する。
- イ. 要請を受けた流通事業者は、要請に基づき、物資を手配し指定された集積・配送拠点へ配送する。その際、**様式 2**を2部持参する。
- ウ. 拠点運営担当職員は、物資が到着した時、物資を確認するとともに**様式 2**1部を受取り、もう1部に受取りのサインをする。又は、流通事業者の納品書にサインをする。
- エ. 流通事業者は配送完了したことを救援物資対策チームに連絡する。
- オ. 拠点運営担当職員は、物資を受け取り、救援物資対策チームへ到着時間、受け取った現物備蓄物資の品目・数量、荷姿等の在庫状況について**様式 3**を使って定期的に報告する。

チェック項目	担当
☐ 流通事業者に対して、避難所へ直接配送要請	救援物資対策チーム
☐ 流通事業者に対して、集積・配送拠点に間接配送要請	救援物資対策チーム



(参考) 避難所における市調達物資の所要時間の目安

時間 (例)	概要
午前 7 時頃	◇朝食前 (又は前日の夕食後)、各避難所の避難所会議において需要を確認
同日午前 9 時頃	◇区災対本部が、各避難所から物資に関する需要を把握
同日午後 12 時頃	◇救援物資対策チームが全区の避難所需要を集約 ◇集積・配送拠点の在庫状況と照らしあわせ、調達確保が必要な物資の種類と量を整理
同日午後	◇救援物資対策チームが流通事業者等へ必要な物資の確保と配送先への配送を要請
同日夕方以降	◇流通事業者が必要な物資を確保
翌日の午後	◇ <u>流通事業者が直接配送物資を避難所等へ配送～避難所に到着</u> ◇流通事業者が間接配送物資を集積・配送拠点へ配送～拠点に到着
2 日後の午前	◇集積・配送拠点で受入れ、仕分け等
2 日後の午後	◇ <u>各集積・配送拠点から避難所に物資を配送～避難所に到着</u>

※ 時間は目安であり、災害の規模や状況、道路状況などの影響を受けるものである。

※ 物資によっては、調達に時間を要するものもあることから、可能な限り具体的な数量 (避難者数・必要食数) を、まとまった単位で要請することが望ましい (1 週間単位、朝昼晩 300 食ずつを明後日から 3 日間等)。

(参考) 避難所への冷蔵車両配備・燃料確保が可能であれば、5℃管理が必要な商品の直接配送も可能となり、避難者等にも対応しやすくなる。また、冷蔵コンテナや冷蔵車両 (一時的) などを大型冷蔵庫代わりに避難所等に設置することにより、温度管理が必要な食品を数日間保管することも可能となるので、これらの避難所への手配も検討する。

③ 県等からの救援物資の提供連絡と承諾

- ア. 救援物資対策チームは、避難者数等の情報をもとに、県等物資担当に対して必要な物資の提供を要請する。
- イ. 救援物資対策チームは、県等に対して**様式 2**を使って要請する。配送先は集積・配送拠点とする。
- ウ. 救援物資対策チームは、集積・配送拠点別に**様式 2**を拠点運営担当職員に送付する。

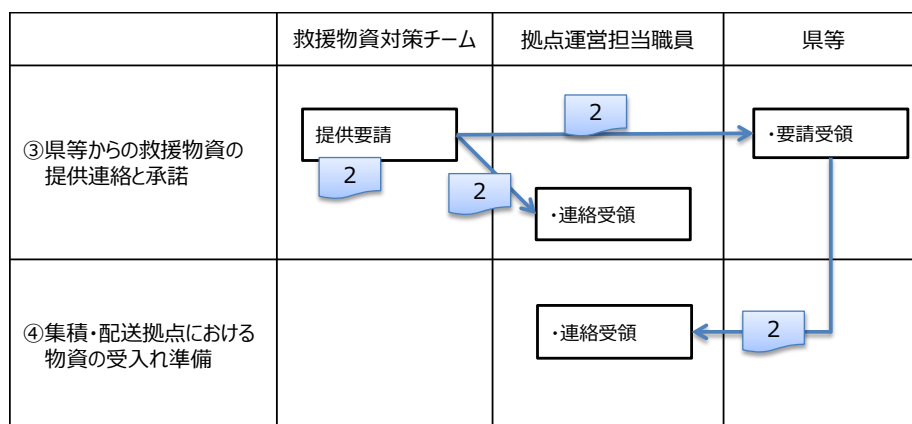
チェック項目	担当
☐ 県等物資担当に対して物資調達要請	救援物資対策チーム

④ 集積・配送拠点（二次物資拠点）における物資の受入れ準備

- ア. 拠点運営担当職員は、救援物資対策チームより、**様式 2**を受取り、流通事業者や県等から配送される物資を確認し、拠点運営事業者に伝達を行う。
- イ. 拠点運営事業者は、救援物資及び市調達物資の品目・数量、荷姿等を考慮し、物資の受入れに必要な準備を行う。

※各集積・配送拠点での物資の受入れ準備の具体的項目は、「集積・配送拠点運営マニュアル」を参照

チェック項目	担当
☐ 拠点運営担当職員に対して物資受入れの旨の伝達	救援物資対策チーム
☐ 市調達物資及び救援物資等の内容、量、到着予定日の把握	救援物資対策チーム



⑤ 県等からの救援物資・市調達物資の受入れ・報告

- ア. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、救援物資・市調達物資の検品、受入れを行うとともに入庫を記録する。
- イ. 拠点運営担当職員は、県等から配送された救援物資・市調達物資を受け取り、救援物資対策チームへ到着時間、受け取った物資の品目・数量、荷姿等の在庫状況について**様式 3**を使って定期的に報告する。

チェック項目	担当
☐ 救援物資・市調達物資の検品	拠点運営担当職員
☐ 救援物資・市調達物資の受入れ	拠点運営事業者
☐ 救援物資・市調達物資の受取報告	拠点運営担当職員

⑥ 義援物資の受入れ

- ア. 義援物資が届いた場合は、拠点運営担当職員は市が指定する別の受入れ場所に再配送してもらうよう指示する。（義援物資は、集積・配送拠点では受け取らないことを基本とする。）

チェック項目	担当
☐ 義援物資の再配送の指示	拠点運営担当職員

⑦ 物資の一時保管

- ア. 拠点運営担当職員と拠点運営事業者は連携して、受け取った物資を、適切なレイアウトに基づき集積・配送拠点内に蔵置する。

- イ. 混載物資については、集積・配送拠点内の仮置き場又は一時保管倉庫に蔵置する。

チェック項目	担当
☐ レイアウトの検討・決定	拠点運営担当職員
☐ 物資の蔵置	拠点運営担当職員 拠点運営事業者

⑧ 適正な保管を行うための物資量の調整

- ア. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、集積した物資の総量が集積・配送拠点の保管可能量を上回らないよう、集積・配送拠点において保管する物資量について、救援物資対策チームと相談しながら、適宜調整する。

- イ. 不要不急物資は、当該集積・配送拠点以外の一時保管倉庫へ移送する。そのため、救援物資対策チームは、拠点運営担当職員からの相談をうけ、必要と判断される場合においては、当該集積・配送拠点以外の一時保管倉庫として利用できる施設を手配する。

- ウ. 救援物資対策チームは、一時保管倉庫に関する情報（位置、交通に関する情報等）を拠点運営担当職員に伝達する。

- エ. 救援物資対策チームは、配送事業者に対して一時保管倉庫への配送依頼を様式4を使用して行うとともに、拠点運営担当職員にも写しを送付する。

- オ. 配送事業者は、拠点運営担当職員からの要請をうけ、不要不急物資を一時保管倉庫へ移送する。

- カ. 時間の経過とともに、必要に応じて、集積・配送拠点の集約等を検討する。

チェック項目	担当
☐ 一時保管倉庫の必要性の判断、確保	救援物資対策チーム
☐ 民間施設の場合は、一時保管倉庫に市職員を派遣	救援物資対策チーム

⑨ 物資の配分量の決定と伝達

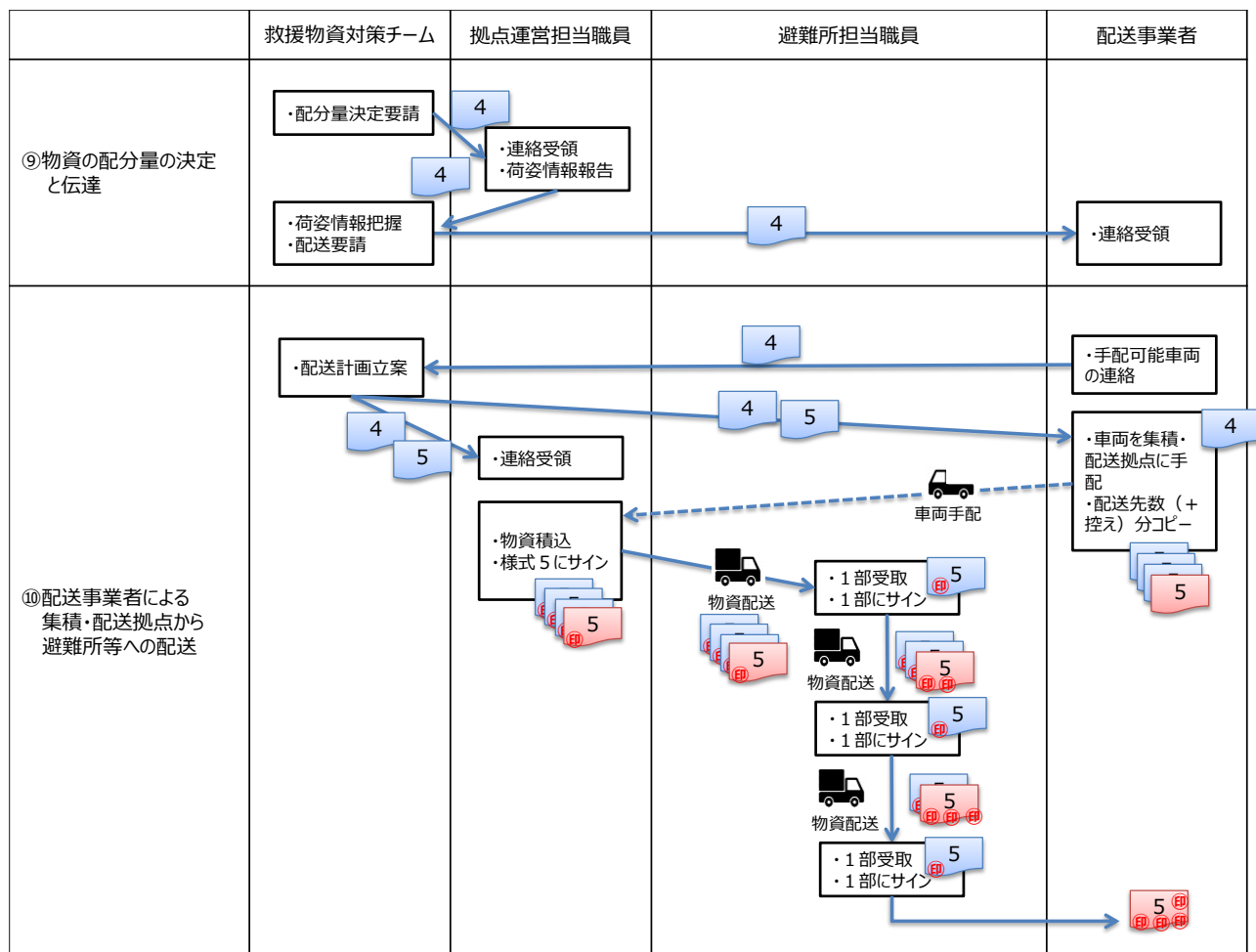
- ア. 救援物資対策チームは、各避難所への物資の配分量を決定し、**様式4**を使って拠点運営担当職員及び配送事業者へ連絡する。
- イ. 拠点運営担当職員は、救援物資対策チームからの指示を、拠点運営事業者に伝達する。拠点運営事業者は配分指示に基づき、集積した物資を所定の量に分ける。

チェック項目	担当
☐ 各避難所への物資の配分量の決定	救援物資対策チーム
☐ 拠点運営担当職員に対する各避難所への物資の配分量の連絡	救援物資対策チーム
☐ 物資の配送準備	拠点運営担当職員 拠点運営事業者

⑩ 配送事業者による集積・配送拠点（二次物資拠点）から避難所等への配送

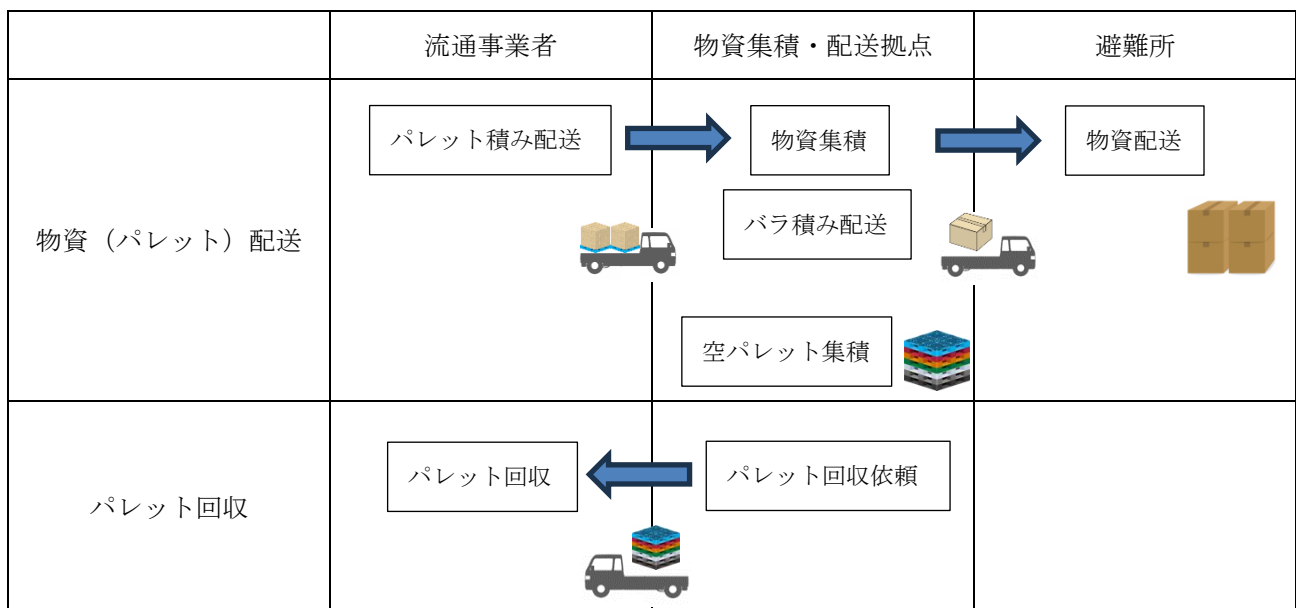
- ア. 配送事業者は、**様式4**に車両情報等を記入し、救援物資対策チームに連絡をする。
- イ. 救援物資対策チームは、配送計画を立案し、**様式4**及び**様式5**を使用して、拠点運営担当職員及び配送事業者に連絡する。
- ウ. 配送事業者は、受領した**様式5**を持って指定された集積・配送拠点に車両を手配する。
- エ. 拠点運営担当職員及び拠点運営事業者は、**様式4**及び**様式5**に基づき、配送事業者の車両に必要な物資を積み込む。
- オ. 配送事業者は、配送先数に応じて**様式5**を持参し、それぞれ避難所等へ配送する。配送の際には、避難所担当職員に**様式5**を手渡す。
- カ. 避難所担当市職員は、避難所で配送された物資を受け取り、**様式5**にサインをする。

チェック項目	担当
☐ 配送事業者への配送指示	拠点運営担当職員
☐ 交通に関する情報の共有	拠点運営事業者 配送事業者
☐ 物資を受け取った旨の配送確認の実施	各避難所担当職員 配送事業者



5. パレット・番重回収の基本的考え方

(1) パレット回収の流れ



(2) パレット回収手順

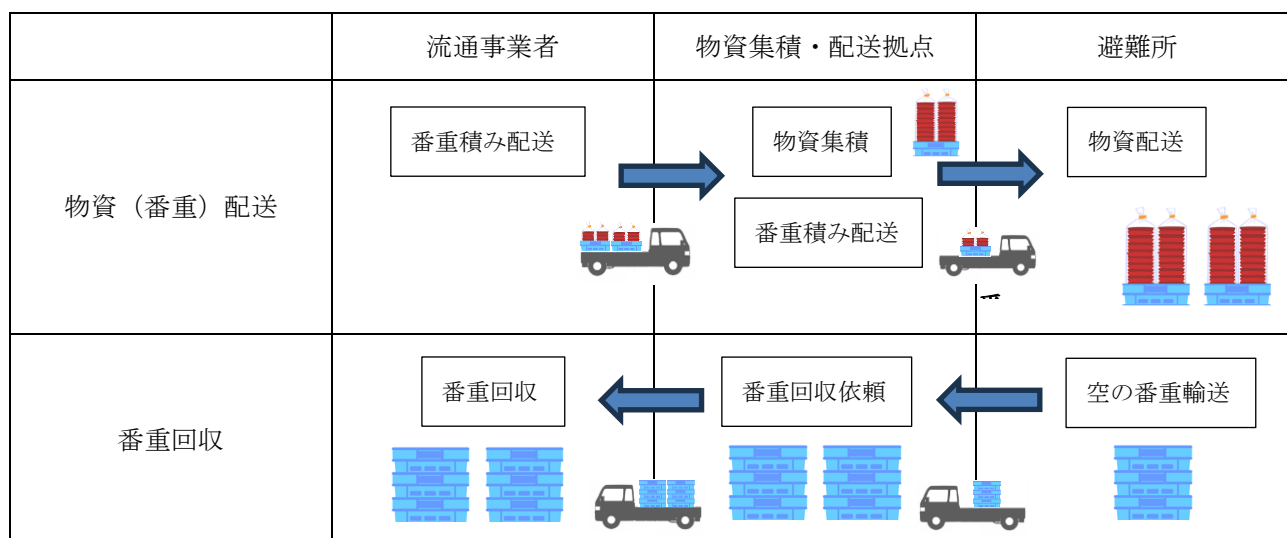
①パレット回収手順

- ア. 集積・配送拠点まではパレット積みで輸送。
- イ. 大部分の避難所等にはフォークリフトが無い場合、バラ積みにて配送。例外として、フォークリフトがある避難所にはパレットにて配送する。
- ウ. 集積・配送拠点には空のパレットが滞留。
- エ. 集積・配送拠点に一定数以上のパレットが滞留した場合、物資発送元にパレット回収を依頼。

②留意事項

- ア. パレットには、事業者名を表記されていない場合も有る。
- イ. 集積・配送拠点にパレットを集積する際、形状や色等により整理しておく。

(3) 番重回収の流れ



(4) 番重回収手順

① 番重回収手順

- ア. 集積・配送拠点までは番重積みで輸送。
- イ. 避難所等には番重積みで配送
- ウ. 避難所には空の番重が滞留。
- エ. 集積・配送拠点に空の番重の返送を依頼
- オ. 集積・配送拠点に一定数以上の空番重が滞留した場合、物資発送元に番重の回収を依頼。

② 留意事項

- ア. 番重には、事業者名を表記されていない場合も有る。
- イ. 集積・配送拠点に番重を集積する際、形状や色等により整理しておく。

6. 様式の運用

配送事業者における出庫連絡や発注・配送業務に関する事項をより円滑に行うため、本資料内における「出庫連絡&輸配送調整票（様式4）」及び「発注&配送依頼票（様式5）」については、神戸市と物流事業者と協議のうえ、配送事業者の既存の様式等の活用も考慮する。

IV. 海上輸送の受入拠点の活用イメージ

1. 海上輸送の受入拠点活用の基本的考え方

(1) 海上輸送の受入拠点候補の位置図等

海上輸送の受入拠点としては、救援物資用の耐震強化岸壁を優先的に利用することとし、被災状況を考慮し、災害発生時に使用可能な岸壁も柔軟に活用する。

海上輸送の受入拠点候補

区分	拠点名称	位置	優先利用岸壁
海上輸送の受入拠点	東部工区地区	東灘区	KFC-3
	六甲アイランド地区	東灘区	RF-3、RW-B
	摩耶ふ頭地区	灘区	M-I,J、M-A,B,C
	新港東ふ頭地区	中央区	SE-W,X
	ポートアイランド地区	中央区	—
	兵庫ふ頭地区	兵庫区	H-F,G

神戸港耐震強化岸壁等位置図



図2-1 神戸港の耐震強化岸壁等位置図

(資料) 神戸港港湾 BCP【改定版】(令和2年2月)

(2) 海上輸送の受入拠点の主な役割

① 主な役割

海上輸送の受入拠点の役割には、「①海上輸送による救援物資の受入」、「②トラック輸送による救援物資の集積・配送拠点への配送」が考えられる。このうち②については、本マニュアルⅢまでに示した陸上の集積・配送拠点に準じた運用であるため、ここでは①の役割について整理する。

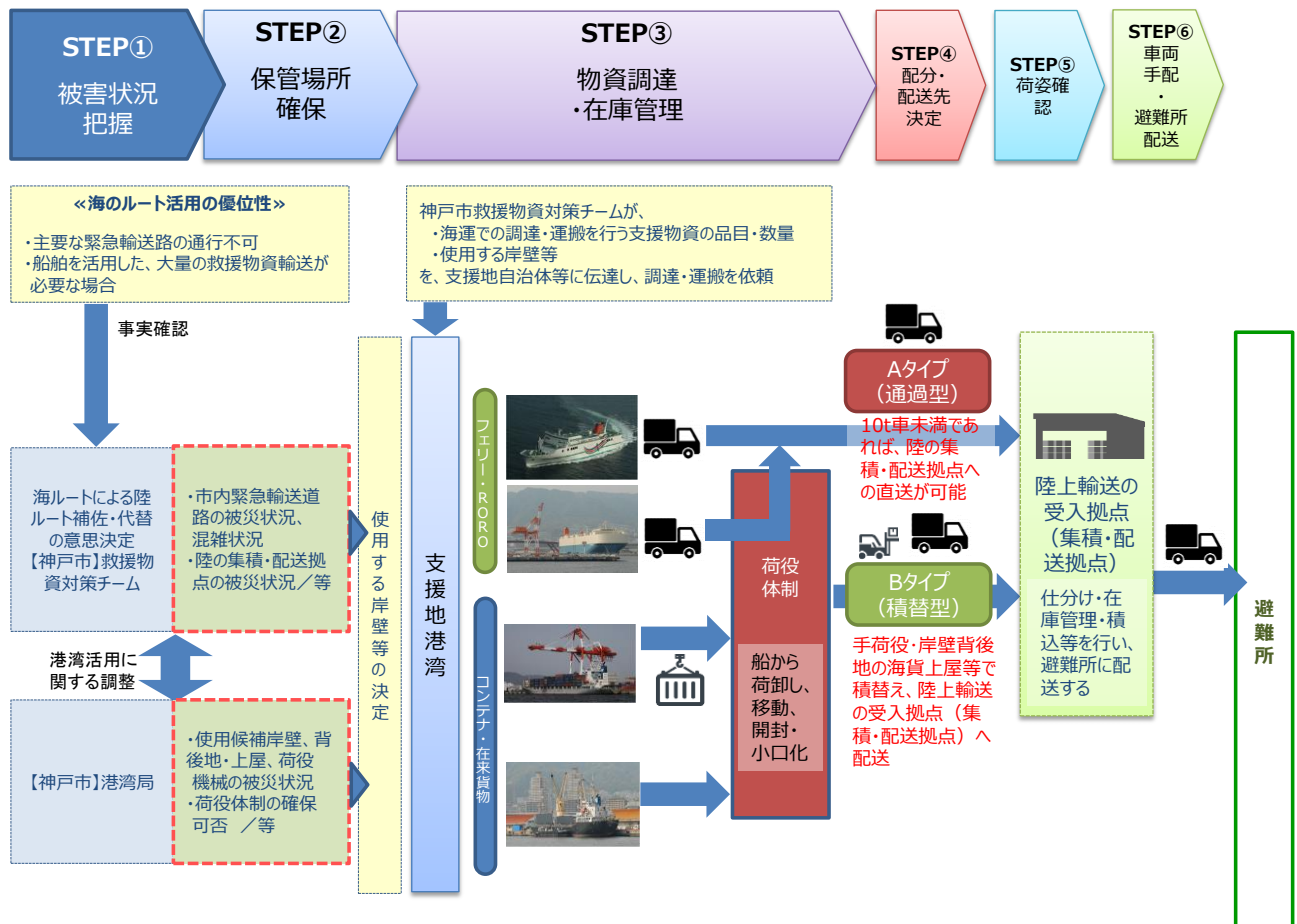
海上輸送をトラック輸送と比較した場合、注意すべき点は次のとおりである。

海上輸送を使用する際のポイント（トラック輸送と比較した場合）

- 大量輸送を行う場合に有効である
- ドアツードア輸送ではなく、発地から着地までの輸送プロセスに様々な関係者が関わる（貨物にドライバーが紐付かないため関係者の情報連携が重要）
- 荷姿や船形によって、必要な体制、荷役機器、設備が異なる
- 同じ船形であっても船舶のサイズ等によってどこでも着岸できる訳では無い（岸壁水深、岸壁延長、天端高、潮位条件、積載状況、ビット位置、サイドランプ形状等）

② 海上輸送の受入拠点活用の基本的な流れ

「Ⅱ．４．（２）３種類の輸送の受入拠点の使い分けとマニュアルの構成」に記載の通り、「災害時に中心的に活用されるのは陸上輸送の受入拠点（集積・配送拠点）」であるが、「緊急輸送路を始めとした幹線道路が被災し、寸断されているとき」や、「大量の救援物資輸送が必要な場合」など、海のルート活用の優位性が確認された場合に、使用可能な岸壁等の調整を実施し、海上輸送の受入拠点の活用を行うこととなる。



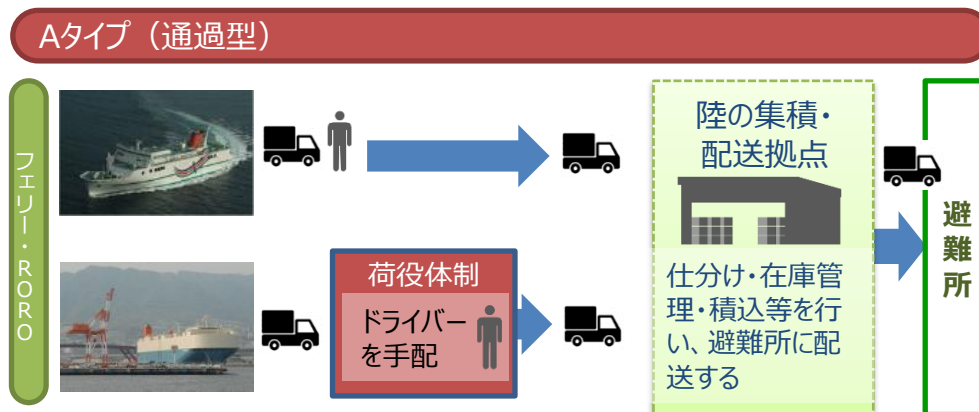
(3) 海上輸送の受入拠点の利用イメージ

① 海上輸送の受入拠点の利用タイプ

海のルート活用の優位性が確認された後に、使用する岸壁等の決定がなされ、「海上輸送による救援物資の受入れ」が実施される場合の、海上輸送の受入拠点の利用タイプは以下の2タイプに区分される。

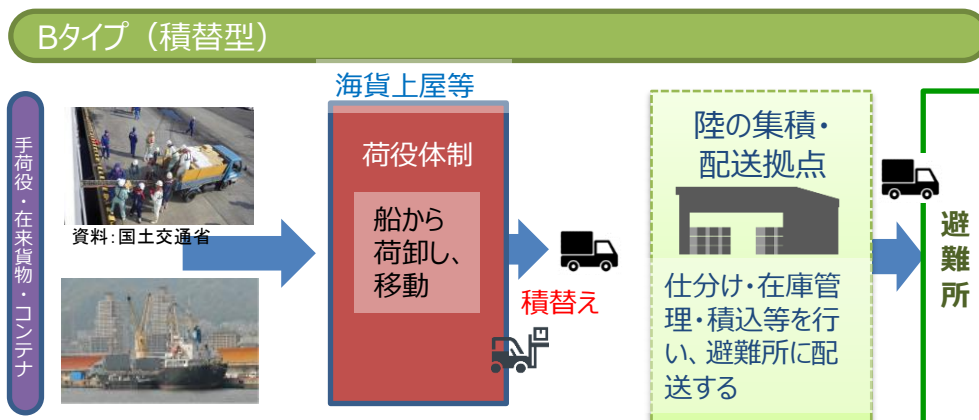
ア) Aタイプ：通過型

フェリー・ROROで輸送してきたトラックにより、陸の集積・配送拠点へ直送。



イ) Bタイプ：積替型

手荷役または岸壁背後地の海貨上屋等でトラックに積み替え、陸の集積・配送拠点へ配送。



② 海上輸送の主な輸送形態と特徴

海上輸送の主な輸送形態としては、旅客船・官庁船による輸送、フェリーによる輸送、RORO船による輸送、コンテナ船による輸送、在来貨物船による輸送がある。

海上輸送形態別の特徴

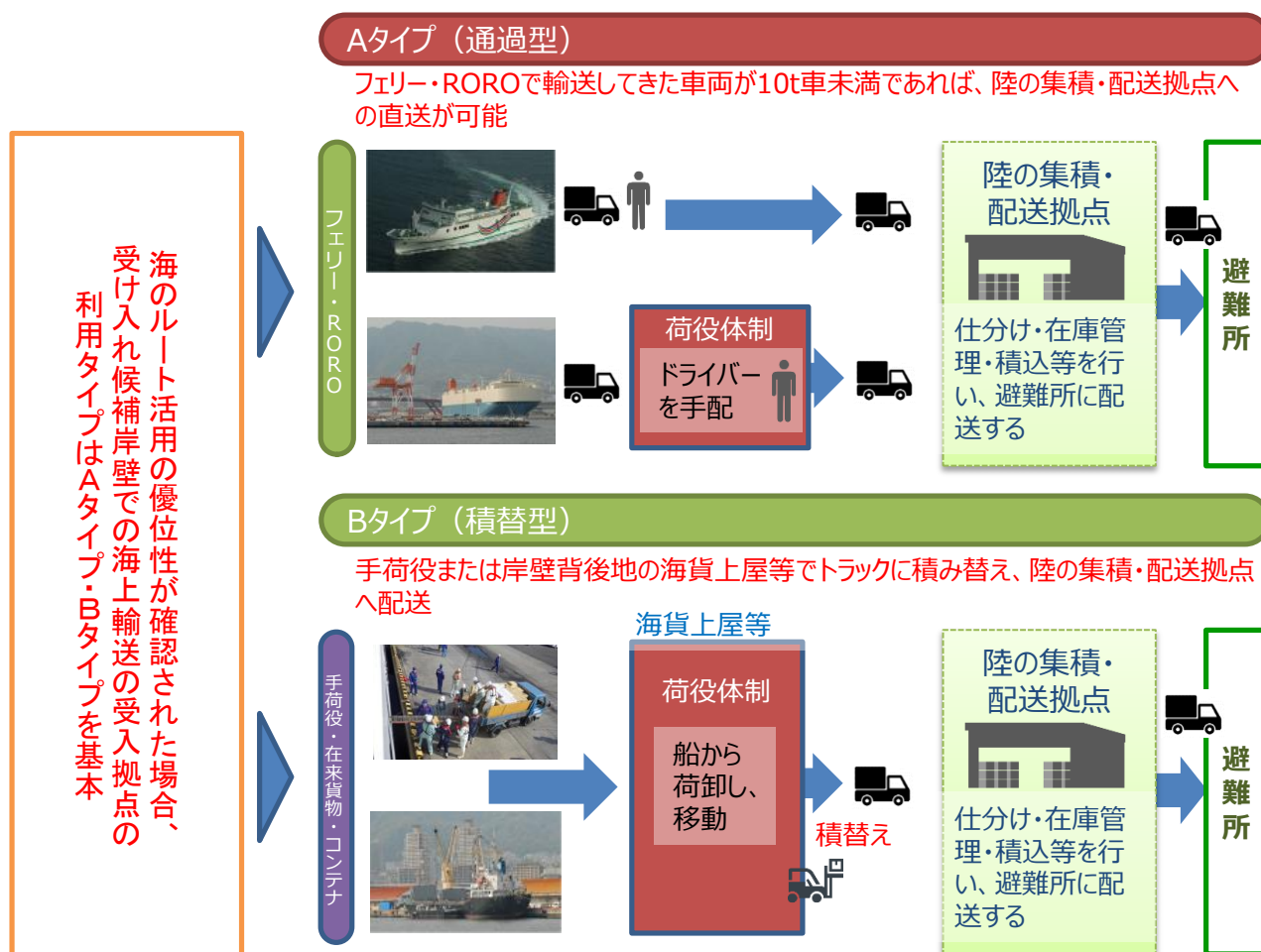
種類	想定される 救援物資輸送	特徴
旅客船・官庁船  資料：国土交通省	手荷役が可能なサイズの物資であれば、様々なものの輸送が可能である。	○比較的、多様な岸壁に着岸可能 ○神戸港に就航する旅客船や、全国の官庁船を利用し、大阪湾内および近隣府県から緊急物資輸送を行う。 ○船から卸した貨物を手荷役でトラックに積替え、港湾から搬出する。
フェリー 	主に運転手付車両輸送で日持ちのするものであればトラック輸送と同じのものを輸送可能。	○車両であれば様々な貨物を輸送することが可能 ○旅客船である（人員輸送重視、ダイヤ重視） ○専用岸壁以外に着岸することは極めて困難 ○有人航送の場合、荷役をせず陸の集積・配送拠点まで容易に配送できる
RORO船（内航船） 	トレーラーによる車両輸送で日持ちのするものであればトラック輸送と同じのものを輸送可能	○着岸可能な岸壁が限定 ○船に運転手が同乗する必要はないが荷役体制（船から車両を降ろす作業）が必要 ○神戸市の耐震強化岸壁に就航しているのはRORO船の中でもPCC（乗用車輸出に特化した大型船） ○ヘッドがあれば、そのまま陸の集積・配送拠点に容易に配送できる
コンテナ船（内航船） 	様々なものの大量輸送に適している、通常コンテナの場合は高温になることに注意。冷凍コンテナ活用もある。食料の輸送は難しい。	○比較的、多様な岸壁に着岸可能 ○荷役体制（船からコンテナを卸す、陸上でのコンテナ移動、開コン、小口化）が必要 ○10トン車が入れる場所であれば20ftコンテナを持ち込むことは可能であり、大規模施設であれば直送も考えられる
在来貨物船 	特に、重量物、長尺物などの輸送に適している。	○比較的、多様な岸壁に着岸可能 ○陸の集積・配送拠点への配送前に荷役（船から貨物を降ろす、陸上での貨物の移動、小口化）が必要

※なお、短距離輸送（姫路～堺辺り）に限れば、はしけの活用も検討する。小回りが利く点、一時保管倉庫として活用できる点などの利点がある。

海上輸送の主な輸送形態とその特徴を踏まえると、海上輸送の受入拠点利用タイプとの関係は下表のとおりとなる。

海上輸送形態別の海上輸送の受入拠点利用タイプとの関係

	旅客船・官庁船	フェリー・RORO 船	コンテナ船	在来貨物船
海上輸送の受入拠点の利用タイプ（想定）	Bタイプ：積替型	Aタイプ：通過型 Bタイプ：積替型	Bタイプ：積替型	Bタイプ：積替型
活用可能な船舶	旅客船は神戸港に定期航路あり	神戸港に定期航路あり	神戸港に定期航路あり	神戸港に定期航路あり
荷役体制	必要	必要（ドライバー乗車の場合は不要）	必要	必要
その他	政府プッシュ型輸送の実績あり		クレーン・ヘッドが必要	クレーンが必要



(4) 海上輸送を実施するための必要事項

① 関係者

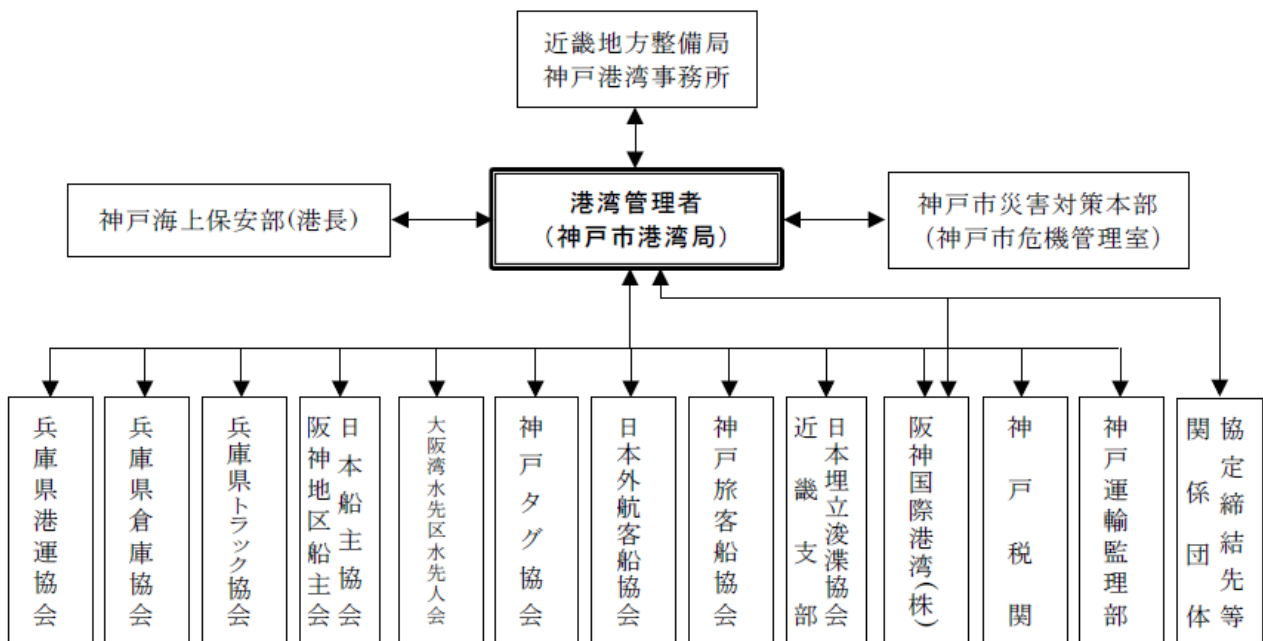
災害発生時に海上輸送による救援物資輸送を実施するためには、複数の関係事業者の協力体制や、港湾施設、荷役施設などのインフラ、資機材が必要である。

神戸市地域防災計画には、緊急海上輸送に関係する防災関係機関と処理すべき業務が定められている。また、神戸港港湾事業継続計画にも、関係主体が整理されている。

海上輸送に関係する組織

組織	事務分掌
神戸市港湾局	○港湾施設の防災及び復旧に関すること ○防潮堤その他の海岸保全施設の防災及び復旧に関すること ○海上輸送の確保に関すること
神戸運輸監理部	○緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請
近畿地方整備局	○緊急物資及び人員輸送活動に関すること（堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携含む） ○障害物除去等による海上緊急輸送路の確保 ○港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
第五管区海上保安本部神戸海上保安部	○人員及び救援物資の緊急海上輸送 ○海上交通の安全確保及び海上治安の維持

(資料) 神戸市地域防災計画



(資料) 神戸港港湾事業継続計画

② 協定の締結状況

緊急物資の海上輸送に関わる協定としては、神戸旅客船協会と締結している協定がある。

海上輸送に関係する協定

協定締結先	主な協定業務
神戸旅客船協会	〔災害時における船舶による輸送等に関する協定〕 (1) 被災者及び救援者等の人員の輸送業務 (2) 救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務 (3) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務 (4) その他船舶による支援業務

2. 旅客船・官公庁船による政府プッシュ型輸送の受入体制等

(1) 旅客船・官公庁船が入港可能な岸壁及び背後地状況等

旅客船や官公庁船を用いて政府プッシュ型輸送調整が行われる場合には、旅客船や官公庁船では通常は貨物の輸送を想定していないため、着岸する岸壁の背後地は基本的には貨物輸送に適したレイアウトとなっていない。こうした場所で、緊急物資を円滑に受け入れるには、岸壁背後地の貨物動線を事前に想定し、必要な条件等を確認しておく必要がある。

本マニュアルでは、旅客船・官公庁船が入港可能な岸壁をリストアップすると共に、使用候補岸壁の背後地状況について整理する。

① 使用候補岸壁位置図



②使用候補岸壁毎の海上輸送の受入拠点利用タイプ評価

使用候補岸壁毎の背後地条件等から、以下の通り、「Bタイプ（積替型）」に分類される。

「Bタイプの評価視点」・岸壁背後地に対して、道路からのトラック動線確保が可能であること ・トラック動線と岸壁背後地との間で、手荷役可能なスペースがあること

船着き場					利用タイプ評価			備考
	岸壁延長 (m)	岸壁高 (m)	水深 (m)	防舷材等	① 動線 トラック	Bタイプ条件 ② スペース 手荷役 可能	①②に近 接した ③バリアフ リーな建 屋の存在	
①しおさい公園	680	KP+4.0	-9.0	防舷材：有り 係船柱：100t/基	○	○	△	岸壁背後に小規模倉庫あり 大学施設利用は要調整
②サンシャインワープ神戸	130	KP+3.5	-7.5	防舷材：有り 係船柱：25t/基	○	○	×	民間小売店舗であり利用困難 転落防止柵等は必要に応じて撤去可
③HAT 神戸 (なぎさ公園)	100	KP+2.5	-4.0	防舷材：有り 係船柱：15t/基	○	○	△	芝生広場や四阿にテント・垂幕等を設置
④高浜岸壁	294	KP+2.8 ～3.6	-5.5～ -6.0	防舷材：有り 係船柱：25t/基	○	○	△	駐車場利用状況による
⑤中突堤	284	KP+3.0	-9.0	防舷材：有り 係船柱：70t/基	○	○	△	市管理施設
⑥メリケンパーク東護岸	108	KP+2.4	-2.7	防舷材：有り 係船柱 15t/基	○	○	△	護岸背後にテント設置等
⑦新港 1 突・2 突	364	KP+3.3	-9.1	防舷材：有り 係船柱：50t/基	○	○	△	岸壁背後にテント設置等

(2) 関係者の主な役割

旅客船・官公庁船による政府プッシュ型輸送に関して、想定される関係者の主な役割を示す。

業務項目	主な役割
市災対本部事務局 (危機管理局)	○国との連絡・調整 ○集積・配送拠点設置の決定
救援物資対策チーム (経済観光局)	○集積・配送拠点運営に必要な資機材の確保 ○集積・配送拠点運営に必要な要員（交通整理・警備）の確保 ○配送事業者への車両等の派遣の要請 ○総合物流事業者へ物流専門家の派遣を要請 ○拠点運営事業者へ人員派遣を要請する ○支援協力者リスト掲載企業へ荷役人員の派遣を要請
拠点運営担当職員 (経済観光局)	○集積・配送拠点の設営（養生・必要資材確保・人員配置）
施設管理者（港湾局）	○港湾施設の安全確認 ○活用可能な港湾施設・岸壁の選定 ○海上輸送の受入拠点の開設準備 ○海上輸送の受入拠点の設営
総合物流事業者	○物流専門家の派遣 ○集積・配送拠点の設営
拠点運営事業者	○拠点運営を担う人員・荷役人員の派遣 ○集積・配送拠点の設営 ○物資の受入準備および受入
配送事業者	○物資配送用の車両等の提供

V. ドローンによる物資輸送

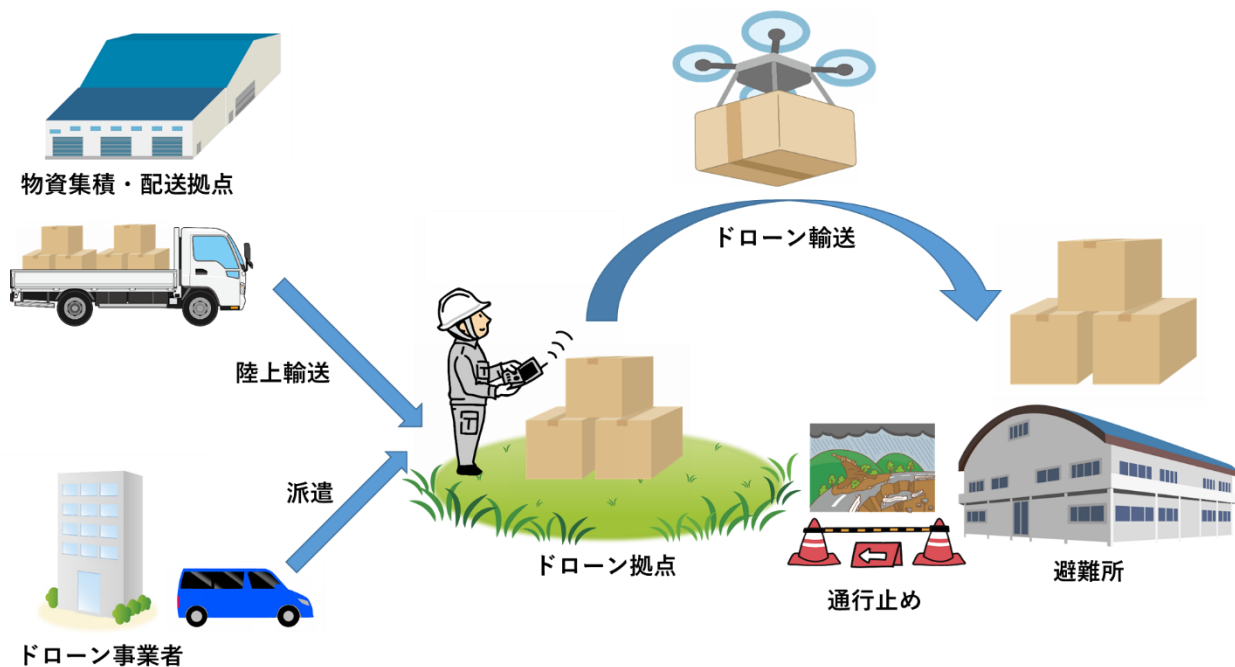
1. ドローン輸送の活用

(1) 陸上輸送困難地域への物資搬送

道路閉塞等により物資の陸上輸送が困難な場合、ドローン協定事業者による物資の輸送を行う。輸送を行う場合は、以下の項目についてドローン事業者と調整を行う。

- ・ 離着陸場所
- ・ 飛行ルート
- ・ 運航判断
- ・ 航空法等規制への対応
- ・ 最大積載重量
- ・ 運用体制
- ・ 物資の受取

(2) ドローンによる輸送のイメージ図



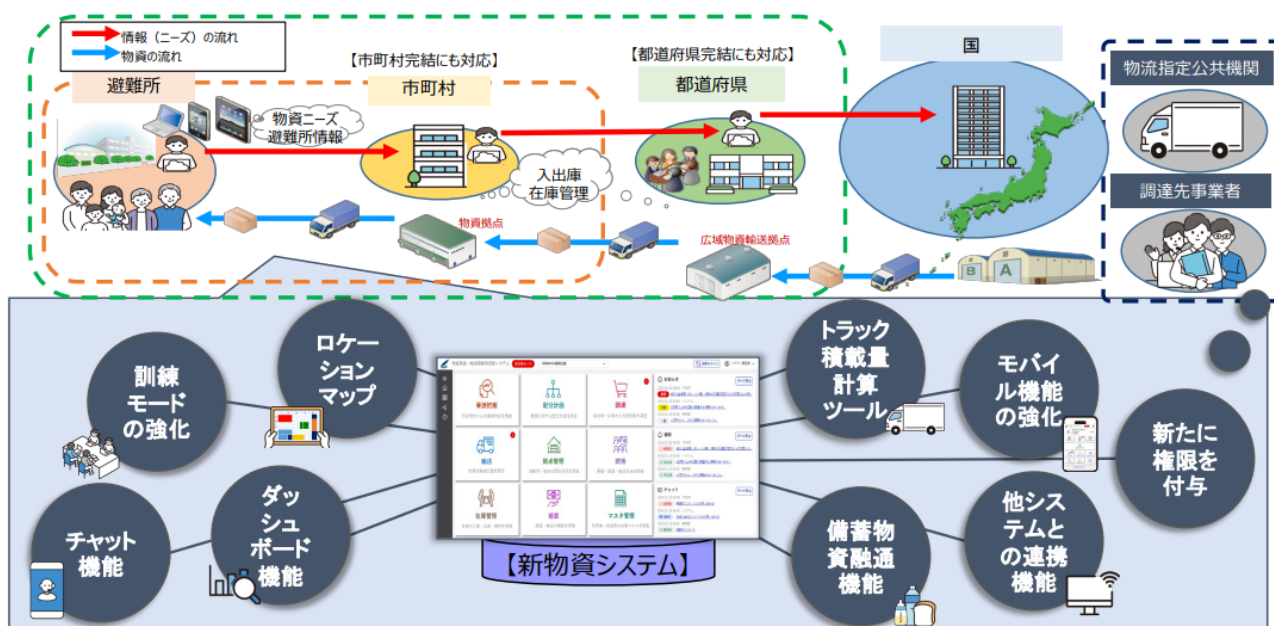
VI. 各種システムの活用

1. 各種システムの活用

(1) 新物資システム（B-PLo）の活用

本システムは、平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステムである。

政府による災害物資の備蓄公表義務づけに伴い、定期的な関係部局による備蓄点検・入力を行うとともに、システム入力訓練を行うことで、災害時における円滑な物資供給体制を構築する。

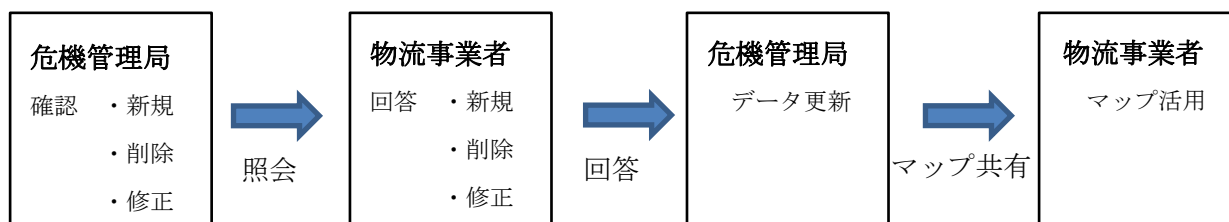


新物資システムのイメージ

(2) 支援協力者マップの活用

支援者協力者マップは、災害時物資輸送時に支援していただける物流事業者等の情報を GIS 上で管理するマップで、神戸市と物流管理事業者が共有することで、民民連携でスムーズな災害時物資輸送に寄与する。

支援協力者マップのデータは、危機管理局が各支援協力者に情報の変更が無いかな等の照会を行い、整理する。データの更新作業は毎年行い、更新したデータは物流事業者、支援協力者等と共有する。



Ⅶ. 関連様式等

1. 様式1 ニーズ調査票

(避難所用、区災対本部用)

様式1 救援物資 ニーズ調査票

No. _____

記入・提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

要請元
(避難所)
(区災対本部)

(避難所名)

(担当者名)

(電話番号)

(E-mail)

↑

要請先
(区災対本部)
(市災対本部)

(自治体名)

(担当部署名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳			
品目	総数量		備考 (物資の用途、注意事項を記載)
	中分類	小分類	
大分類	個数	単位	提供希望時期
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

次ページ あり/なし (/)

(市用)

様式2 緊急物資 要請/発注票

No

記入・提出日： 年 月 日 時 分

①要請・ 発注元 (市災対本部)	(市町村名)
	(担当部署名)
	(電話番号)

要請・ 発注先 (県、企業等)	(組織名：県、企業等)
	(担当部署名)
	(電話番号)

納入場所 (物資拠点、 避難所等)	(施設名)							
	(住所)							
	(担当班名) (担当者名)							
	(電話番号) (FAX/Email)							
上	有・無	フォーク リフト	有・無	進入可 能車両	10t 可・否	4t 可・否	対応可 能時間	～
備考								

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

①要請・発注元が記入 (要請物資内訳)					提供希望時期		備考 (物資の用途、注意事項を記載)	
品目 大分類	中分類	小分類	総数量 個数	単位				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

出荷者印	輸送者印	納入先印
------	------	------

3. 様式3 在庫管理表

(市用)

様式3 緊急物資 在庫管理表

No. _____
記入・提出日: 年 月 日 時 分

(市町村名)
(担当者名)
(電話番号)
(E-mail)



(施設名)
(住所)
(担当者名)
(電話番号)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳					備考	
品目	大分類	中分類	小分類	総数量 個数	単位	(荷姿、商品詳細、消費期限 等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(市用)

No. _____ 年 月 日
記入・提出日: _____ 時 分

様式4 緊急物資 出庫連絡 & 輸配送調整票

①出庫指示元 (災对本部倉庫担当)	(担当者名) (FAX/Email)
③輸送手配者 (災对本部車両手配担当)	(担当者名) (FAX/Email)
④輸配送事業者	(団体・企業名) (担当者名) (FAX/Email)

②出庫場所 (集積・配送拠点)	(施設名) (住所) (担当班名) (電話番号) (FAX / Email)						
上 有・無 屋	フォーク リフト	有・無	対応可 能車両	10t 4t	可・否 可・否	対応可 能時間	～

納入場所 (避難所等)	(施設名) (住所) (担当班名) (電話番号) (FAX / Email)
----------------	--

① ①				
---	--	--	--	--

③災对本部(輸送手配担当) (or ④輸配送幹事事業者)が記入			
事業者	車両番号	ドライバー	連絡先
1			
2			

集荷予定日時	納入予定日時	担当品目(※種数台の場合)

次ページ あり / なし (/)

出荷者印

輸送者印

納入先印

(市用)

No
I

記入・提出日:

年	月	日	時	分

樣式5 緊急物資 発注&配送依頼票

発注元 (市災对本部 調達担当)	(市区名)	発注先 (流通事業者、配送事業者等)	(市区名)
	(担当部署名)		(担当部署名)
	(電話番号)		(電話番号)



配送希望 時期	備考
------------	----

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

[illegible]

出荷者印	
輸送車印	

6. 様式6 開設した避難所一覧

(市災対本部用、区災対本部用)

様式6 開設した避難所一覧

No. _____ 記入・提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分



神戸市内の災害時の避難先（緊急避難場所・避難所、福祉避難所）
<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/evacuation/index.html>

避難所名		施設名	住所	電話・FAX・メール	避難者数情報、その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					